

平成20年3月31日改正

平成21年3月31日改正

平成21年6月17日改正

平成22年3月31日改正

平成23年3月31日改正

独立行政法人科学技術振興機構が 中期目標を達成するための計画 (中期計画)

平成19年4月1日

独立行政法人科学技術振興機構

目次

(序文)	1
(前文)	1
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	2
【全体的事項】	2
【個別事項】	4
1. 新技術の創出に資する研究	4
(1) 課題達成型の研究開発の推進	4
戦略的な基礎研究の推進	4
先端的低炭素化技術の研究開発の推進	5
社会技術に関する研究開発の推進	6
a. 社会技術研究開発の推進・成果展開	6
b. サービス科学・工学に関する研究開発の推進	8
c. 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」 に関する研究開発の推進	9
(2) 低炭素社会実現のための社会シナリオ研究の推進	10
(3) ライフサイエンスデータベース統合の推進	10
(4) 対地雷探知・除去技術の研究開発の推進	11
(5) 革新的技術開発研究の推進	12
(6) 研究開発戦略の立案	13
2. 新技術の企業化開発	14
(1) 産学が連携した研究開発成果の企業化の推進	14
研究開発成果の最適な展開による企業化の推進	14
戦略的なイノベーション創出の推進	15
産学の共創による基礎基盤研究の推進	17
先端計測分析技術・機器の研究開発の推進	18
(2) 産学の共同研究によるイノベーションの創出	20
(3) 大学等の独創的なシーズを基にした企業化の推進	22
(4) 若手研究者によるベンチャー創出の推進	26
(5) 地域イノベーションの創出	28

(6) 技術移転活動の支援	3 6
特許化の支援	3 6
技術移転の促進	3 6
3 . 科学技術情報の流通促進	3 9
(1) 基本的な科学技術情報の整備と活用促進	3 9
(2) 技術者の継続的な能力開発の支援	4 0
(3) 研究者の流動性向上に資する情報の提供	4 0
(4) バイオインフォマティクスの推進	4 1
(5) 科学技術論文の発信、流通の促進	4 2
(6) 公的研究機関へのデータベース化支援	4 3
(7) 科学技術に関する文献情報の提供	4 3
4 . 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援	4 5
(1) 戦略的な国際科学技術協力の推進	4 5
(2) 国際的な科学技術共同研究の推進	4 6
戦略的な国際共同研究の推進	4 6
政府開発援助(O D A) と連携した国際共同研究の推進	4 7
(3) 海外情報の収集及び外国人宿舍の運営	4 8
(4) 地域における産学官が結集した共同研究事業等の推進	4 8
(5) 研究協力員の派遣を通じた研究支援	4 9
5 . 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	5 0
(1) 科学技術に関する学習の支援	5 0
外部人材を活用した小学校における理科学習の充実	5 0
特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学(算数)学習の充実	5 0
先進的な科学技術や理科、数学に関する学習機会の充実	5 1
a . スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援	5 1
b . 国際科学技術コンテストへの参加支援	5 2
c . 高度で発展的な学習環境を継続的に提供する	
大学・高等専門学校への支援	5 3
科学技術や理科、数学(算数)に関する教員研修の充実	5 4
魅力ある科学技術や理科学習教材の提供	5 5
地域の理数教育における中核的役割を果たす教員の養成	5 6
(2) 科学技術コミュニケーションの促進	5 7
地域における科学技術理解増進活動の推進	5 7
情報技術を活用した科学技術理解増進活動の推進	5 7
科学コミュニケーターとなる人材の養成	5 8

(3) 日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する 国民意識の醸成の促進	5 9
6 . その他行政等のために必要な業務	5 9
(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進	5 9
業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	6 0
1 . 組織の編成及び運営	6 0
2 . 事業費及び一般管理費の効率化	6 0
3 . 人件費の抑制	6 0
4 . 業務・システムの最適化による業務の効率化	6 1
予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画	6 1
短期借入金の限度額	6 1
重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	6 2
剰余金の使途	6 2
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	6 2
1 . 施設及び設備に関する計画	6 2
2 . 人事に関する計画	6 3
(1) 方針	6 3
(2) 人件費に係る指標	6 3
3 . 中期目標期間を超える債務負担	6 3
4 . 積立金の使途	6 3
(別紙)	
予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画	6 4
1 . 予算（中期計画の予算）	6 4
2 . 収支計画	7 1
3 . 資金計画	7 4

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 5 年間ににおける中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

(前文)

機構は、科学技術基本計画（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）の実施において中核的な役割を担う機関として、わが国のイノベーション創出の源泉となる知識の創出から研究成果の社会・国民への還元までを総合的に推進するとともに、その基盤となる科学技術情報の提供、科学技術に関する理解増進活動、戦略的国際活動等を推進する。その際、特に以下の諸点を行動の理念として、事業に取り組むものとする。

科学技術基本計画に謳われている科学技術システムの改革を先導するとともに、科学技術政策の新たな流れを作り出すことをより意識した活動を展開する。

機構業務に関わる様々な人々・組織との双方向のコミュニケーションを基に事業を進めることにより、機構自らの活動についての説明責任を果たし、また機構が提供するサービスの質の一層の向上を図るものとする。さらに、このような取り組みを通じ、広く国民が科学技術への関心や理解を深め、科学技術がいわば「文化」として生活に密着したものであるように受け入れられるような社会の実現を目指す。

インターネットを活用し、機構のすべての事業、成果、国内外の科学技術政策動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信と、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

研究開発や経済活動の国際化に即応すべく、機構業務全般の国際化や国際展開を進める。

機構業務の実施に当たっては、女性研究者、若手研究者、外国人研究者等多様な人材がその能力を最大限に発揮できるよう留意する。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【全体的事項】

- イ．内外の研究動向等の調査・分析機能を強化するとともに、文部科学省等国の政策立案部門と連携を図り、新規施策の提案、新規事業の形成など機構の業務戦略の企画立案を行う。
- ロ．機構の事業内容及び成果について継続的・体系的に把握し、事業運営に適切に反映させるとともに、可能な限り定量的に国民に分かりやすい形で報道発表やインターネット、シンポジウム等を通じて積極的に情報発信する。また、国内外科学技術政策、研究開発動向等の科学技術に関する情報を、専門家のみならず、広く一般国民の視点に立ち、分かりやすく取りまとめ、提供する。また、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表を引き続き行う。
- ハ．機構の各事業において、外部有識者・専門家により事業目的に応じた明確な基準に基づいて厳格に事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価を実施する。また、事業運営全般について外部有識者の参画を得て、毎年度自己評価を実施する。評価結果は事業運営等に適切に反映させ、機構における PDCA サイクルを実施する。評価の方法、基準及び結果はインターネット等により積極的に公開し、国民への説明を積極的に行う。さらに、外部有識者・専門家からの助言や機構が提供するサービスのユーザー等の多様な関与者との対話等をもとに事業運営の改善を進める。
- ニ．総合科学技術会議及び文部科学省の方針を踏まえ、競争的資金制度を所管する関係府省で構築する研究開発管理システムを活用した研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、告発窓口や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化するとともに、公正で透明性の高い審査体制の確立と実施、間接経費30%の措置の実現、研究現場を調査し研究費の執行状況を把握する体制の整備、研究資金の効率的・弾力的運用等の競争的資金等に係る制度改革を推進する。
- ホ．各事業の実施に当たっては、わが国全体として最大限の成果が上がることを目的として、関連する事業を実施している機関との適切な連携・協力関係を構築する。
- ヘ．研究開発戦略の企画・立案機能を活用して、機構としての国際戦略を策定し、機構の国際活動を戦略的に推進する。
- ト．女性研究者の活躍促進を図るため、機構業務に係る男女共同参画推進計画を策定し、これを推進する。また、機構業務の実施に当たっては、女性研究者のみならず、若手研究者、外国人研究者等多様な人材の活用を図る。

チ．事業の推進に当たっては、本計画で定めている数値目標の達成が目的化して各々の事業の趣旨が忘れられることのないように留意する。特に、イノベーションの創出に資する研究成果を得る等を目標とする事業については、既存の技術体系を打破するような知識を創出することにより新たな価値を産み出していくという機構が果たすべき役割を十分に踏まえて推進する。

【個別事項】

1. 新技術の創出に資する研究

(1) 課題達成型の研究開発の推進

戦略的な基礎研究の推進

・研究領域の設定及び研究課題の選考

- イ．機構は、戦略目標の達成に向けた目的基礎研究を推進するための研究領域及び研究総括を、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、決定する。研究領域についてはイノベーション創出に資する領域を、研究総括については指導力、洞察力、研究実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定する。
- ロ．研究課題の公募を行う研究領域において、研究総括は研究課題の選考及び研究領域の運営に当たっての方針を明らかにし、それに基づき外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、研究領域の趣旨に合致し、独創的で大きなインパクトが期待できる研究提案であるかという視点から、研究課題の事前評価を行う。選考に当たっては、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、研究領域の特色を活かした領域運営形態を構築するとともに、速やかに研究に着手できるよう措置する。

・研究の推進

- イ．機構は、研究総括と研究者との間で密接な意思疎通を図り、研究総括のマネジメントの下、戦略目標の達成に向けて効果的に研究を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究課題及び研究領域について外部有識者・専門家の参画による中間評価・事後評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営に反映させる。中間評価については、研究期間が5年以上の研究課題及びその研究課題を含む領域について実施するものとする。
 - ロ．機構は、終了した研究課題について科学的、社会的、経済的波及効果を検証するため、外部有識者・専門家による追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
 - ハ．機構は、中期目標期間中に事業運営と研究成果の両面から国際的視点を踏まえた事業の総合的な評価を外部有識者・専門家により実施し、結果を事業の運営に反映させる。
- 二．上記イ～ハの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

・達成すべき成果

- イ．機構は、研究領域の事後評価において、研究領域全体として戦略目標の達成に向けた研究成果の状況を評価し、中期計画中に事後評価を行う領域の6割以上において、戦略目標の達成に資する十分な成果が得られたとの評価結果が得られることを目指す。
- ロ．機構は、本事業における研究が国際的に高い水準にあることを目指す。その指標として、論文被引用回数、国際的な科学賞の受賞数、招待講演数等の定量的指標を活用する。
- ハ．機構は、イノベーションの創出に資すると期待できる研究成果について、機構の技術移転制度等を積極的に活用して展開を促進し、研究領域終了後1年を目途に、成果の発展・展開を目指す他制度での採択、民間企業との共同研究の実施、得られたソフトウェア・データベースの利用等明らかに成果の展開が行われたと認められる領域が、8割以上となることを目指す。

なお、平成21年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」（平成21年4月10日）の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、企業の研究者を活用した基礎研究を推進するために活用する。

先端的低炭素化技術の研究開発の推進

・技術領域の設定及び研究開発の選考

- イ．機構は、文部科学省が策定する研究開発戦略の下、温室効果ガスの削減を中長期にわたって継続的かつ着実に進めていくため、今後の温室効果ガスの排出を大幅に削減しうる革新的な技術の研究開発を行う。技術領域、プログラムオフィサーの選定方法については、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、決定する。技術領域については、中長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減しうる革新的な技術の研究開発であるものとし、プログラムオフィサーについては指導力、洞察力、研究開発実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定する。
- ロ．機構は、研究開発の公募については、の .ロと同様とする。ただし、事前評価の視点については、温室効果ガスを大幅に削減しうる研究開発提案とする。
- ハ．領域運営形態については、の .ハと同様とする。

・研究開発の推進

- イ .機構は、プログラムオフィサーの下、中心研究者を置き研究開発プロジェクトを組織し、中長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減しうる革新的な技術の創出に向けて効果

- 的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．研究開発費の配分については、のロと同様とする。
 - ハ．不正防止に向けた体制整備については、のハと同様とする。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発課題の評価と評価結果の反映活用については、のイ、ロ及びニと同様に行う。研究開発課題についての中間評価実施時期は、研究開発開始後3年程度毎を目安に実施する。

．成果の公表・発信

- イ．成果の公表・発信については、知的財産等の保護に配慮しつつのイ及びロと同様とする。なお、研究開発の成果による将来の温室効果ガス削減予測等についてもわかりやすく社会に向けて情報発信する。

．達成すべき成果

- イ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、事後評価において、大きなブレークスルーにより温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界の低炭素社会に向けての取り組みに大きく貢献することが期待できると評価される革新的な技術が創出されることを目指す。

社会技術に関する研究開発の推進

a．社会技術研究開発の推進・成果展開

．研究開発領域の設定及び研究開発課題の選考

- イ．機構は、社会における関与者ネットワークの構築を支援するとともに、社会が抱える具体的な問題に関する調査・分析を行う。
- ロ．機構は、研究開発領域を、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得ることができるかという視点から、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、設定する。機構は、領域総括として、指導力、洞察力、研究実績、実務経験等の総合的な視点から卓越した人物を、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、選定する。
- ハ．領域総括は、研究開発領域の運営及び研究開発課題の選考に当たっての方針を明らかにし、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、研究開発領域の趣旨に合致し、現実の社会問題解決に資する具体的な成果が見込まれる提案であるかという視点から研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たっては、不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

．研究開発の推進

- イ．採択された研究開発課題及び自ら実施する計画型研究開発は、領域総括のマネジメントの下、領域の研究開発目標達成に向けて効果的・効率的に研究開発を推進するとともに、課題実施者自ら研究開発成果の社会への活用・展開を図る。

- ロ . 機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ . 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- ニ . 機構が自ら実施する計画型研究開発については、平成 20 年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ . 機構は、事前評価の評価者と中間・事後評価の評価者を分け、研究開発課題及び研究開発領域について、外部有識者・専門家の参画による中間・事後評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営に反映させる。中間評価については、研究期間が 5 年以上の研究開発課題及びその研究開発課題を含む領域について実施するものとする。
- ロ . 機構は、終了した研究開発課題について、科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信・活用

- イ . 機構は、研究開発の内容、研究開発の成果、その成果の活用状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、主催する社会技術フォーラムや領域シンポジウム、ホームページなどを通して、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ . 機構は、関係者ネットワークの活用などを通して、研究開発成果の社会への活用及び展開を図る。
- ハ . 機構は、課題実施者自らも、社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

- イ . 機構は、研究開発課題の事後評価において、研究開発目標の達成状況について評価し、現実社会の問題解決に資する十分な成果が得られたとの評価が得られた研究開発課題が、評価対象研究開発課題全体の 7 割以上となることを目指す。
- ロ . 機構は、追跡評価時において、研究開発課題の成果の活用や展開状況について評価し、活用・展開がなされているとの評価が得られた研究開発課題が、評価対象研究開発課題全体の 5 割以上となることを目指す。

．社会技術研究開発の成果の活用・展開

- イ . 機構は、自然科学と人文・社会科学の双方の知識を活用した社会的価値を創造するイノベーションを促進するため、社会問題の解決に資する研究開発の成果を、社会において広く活用、展開する取組みを支援する。
- ロ . 機構は、現実の社会問題の解決に資するかという視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、支援する取組みの事前評価を行う。
- ハ . 機構は、各取組みにおいて設定した社会問題の解決が図れるよう、効果的に支援を行う。
- ニ . 機構は、終了した取組みについて外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、

その結果を公表するとともに事業の運営に反映させる。

- ホ．機構は、外部有識者・専門家が行う事後評価において、支援する取組みにおける社会問題の解決に向けた研究開発成果の活用状況について評価し、問題解決に向けて効果的に活用・展開されているとの評価が得られた取組みの割合が、評価対象の取組み全体の7割以上となることを目指す。

b．サービス科学・工学に関する研究開発の推進

．研究開発課題の選考

- イ．研究開発プログラム及びプログラム総括の事前評価については、a．の．ロと同様とする。
- ロ．機構は、サービス科学・工学に関する研究開発課題の選考に当たっての方針を明らかにして公募を行い、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、社会における具体的な問題の解決を指向しているか、サービスに科学的・工学的手法を導入する新たな方法論や基盤の構築に資するかという視点から、研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たっては、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

．研究開発の推進

- イ．機構は、プログラム総括のマネジメントの下、研究開発課題の目標の達成に向けて、効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産等の形成に努める。
- ロ．研究開発費の配分については、a．の．ロと同様とする。
- ハ．不正防止に向けた体制整備については、a．の．ハと同様とする。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、その結果を公表するとともに事業の運営に反映させる。
- ロ．終了した研究開発課題の追跡評価については、a．の．ロと同様とする。

．成果の公表・発信・活用

- イ．機構は、研究開発の内容、研究開発の成果、その成果の活用状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．課題実施者自らによる情報発信については、a．の．ハと同様とする。

．達成すべき成果

- イ．機構は、研究開発課題の事後評価において、サービスに科学的・工学的手法を導入する新たな方法論の構築ないし社会における具体的な問題の解決に資する十分な成果が得られたとの評価が得られた研究開発課題が、評価対象の研究開発課題の7割以上となることを目指す。

ロ．追跡評価時における達成すべき成果については、a．の　．ロと同様とする。

c．科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に関する研究開発の推進

．研究開発課題の選考

イ．研究開発プログラム及びプログラム総括の事前評価については、a．の　．ロと同様とする。

ロ．機構は、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」に関する研究開発課題の選考に当たっての方針を明らかにして公募を行い、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、政策への実装を見据えた方法論・手法の確立に資するか、社会における具体的な問題の解決を指向しているかという視点から、研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たっては、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

．研究開発の推進

イ．機構は、プログラム総括のマネジメントの下、研究開発課題の目標の達成に向けて、効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産等の形成に努める。

ロ．研究開発費の配分については、a．の　．ロと同様とする。

ハ．不正防止に向けた体制整備については、a．の　．ハと同様とする。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、その結果を公表するとともに事業の運営に反映させる。

ロ．終了した研究開発課題の追跡評価については、a．の　．ロと同様とする。

．成果の公表・発信・活用

イ．機構は、研究開発の内容、研究開発の成果、その成果の活用状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．課題実施者自らによる情報発信については、a．の　．ハと同様とする。

．達成すべき成果

イ．機構は、研究開発課題の事後評価において、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向け、方法論・手法の確立に資する十分な成果が得られたとの評価が得られた研究開発課題が、評価対象の研究開発課題の7割以上となることを目指す。

ロ．追跡評価時における達成すべき成果については、a．の　．ロと同様とする。

(2) 低炭素社会実現のための社会シナリオ研究の推進

・研究の実施

- イ．機構は、文部科学省が策定する研究開発戦略の下、持続的発展を伴う低炭素社会の実現に向けて、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互連関や相乗効果の視点から、社会シナリオ研究の基本となる分析モデルの作成、新技術の開発及び普及に関する方策の策定、地域における取組の調査・整理を行う。
- ロ．上記イの実施にあたっては、人文・社会科学と自然科学の研究者が参画する実施体制を構築するとともに、幅広い分野の関連機関との連携のもとに行う。
- ハ．機構は、得られた成果等を機構の事業の企画立案に活用する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、得られた成果や情報発信等の妥当性について外部有識者及び専門家による評価を行い、評価結果を事業の運営に反映させる。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、得られた成果等を、国、大学、企業、地方自治体等の関連機関及び国民に向けて積極的に発信する。

・達成すべき成果

- イ．機構は、質の高い研究等を行い、上記のイの評価において、質の高い成果が得られているとの評価が得られることを目指す。

(3) ライフサイエンスデータベース統合の推進

・統合化戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用及び研究開発の推進

- イ．機構は、総合科学技術会議の統合データベース推進タスクフォースが示す方針の下、ライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指し、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野のデータベースの統合を推進する。
- ロ．機構は、ライフサイエンス分野のデータベース統合に向けた、戦略の立案及びポータルサイトの構築・運用を行う。
- ハ．機構は、ライフサイエンス分野のデータベース統合に向け、研究開発テーマ及び研究総括を、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、決定する。研究総括については指導力、洞察力、研究開発実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定する。
- ニ．機構は、研究開発課題の選考及びプログラム運営に当たっての方針を明らかにして公募を行い、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、ライフサイエンス分野のデータベース統合を促進するかという観点から、研究開発課題の事前評価

を行う。選考に当たっては、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

ホ．機構は、研究総括の下、ライフサイエンス分野のデータベース統合に向けて、効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。

ヘ．研究開発費の配分については、(1)の . ロと同様とする。

ト．不正防止に向けた体制整備については、(1)の . ハと同様とする。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、統合化戦略やポータルサイトの構築・運用による情報発信等の妥当性について外部有識者及び専門家による評価を行い、評価結果を事業の運営に反映させる。

ロ．機構は、研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による中間評価・事後評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や運営の改善に反映させる。

ハ．機構は、中間評価については3年程度毎を目安に実施する。

．成果の公表・発信

イ．成果の公表・発信については、知的財産の保護に配慮しつつ(1)の . イ及びロと同様とする。

．達成すべき成果

イ．機構は、研究開発課題の事後評価において、我が国におけるライフサイエンス分野のデータベースの統合に資する十分な成果が得られたとの評価結果が得られることを目指す。

ロ．機構は、本事業の中間評価において、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野のデータベースを再編して収容し、統一化したフォーマットで再構築された統合データベースの実現に資する成果が得られているとの評価結果を得ることを目指す。

(4) 対人地雷探知・除去技術の研究開発の推進

．研究開発の推進

イ．機構は、研究開発全体を統括する研究総括を置き、その下に産学官からなる研究開発チームを組織して、地雷探知機の試作機を開発する。

ロ．研究総括及び研究代表者は、地雷被埋設国のニーズを把握しながら、試作機の性能向上を目指し効果的なマネジメントを行う。

ハ．本事業は、平成 19 年度をもって終了する。

．研究開発の評価

イ．機構は、これまでの事業運営と研究成果について、科学技術上の意義及び現地ニーズに対する的確な対応等の視点から、外部有識者・専門家による評価を実施し、その結果を公表する。

・成果の公表・発信

イ．機構は、研究内容、研究成果及びその国際社会への波及について把握しわかりやすく社会に向けて情報発信する。

・達成すべき成果

- イ．地中レーダを用いた技術については、従来の金属探知機のみでは探知困難な条件下において、対人地雷の探知率 70%以上を達成する。
- ロ．火薬を探知する技術については、対人地雷の主要な火薬数百 g 相当を探知可能な試作機を開発する。

(5) 革新的技術開発研究の推進

・研究の推進

- イ．機構は、公募により選定した民間企業の有する革新性の高い独創的なシーズについて、プログラムオフィサーのマネジメントの下、外部有識者・専門家による進捗状況の確認、指導・助言を活用して、安全・安心で心豊かな社会の実現等に関連する技術への育成に向けて効果的な研究を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．機構は、研究費が有効かつ効率的に使用されるよう、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に向けた体制を整備する。
- ニ．本事業は、平成 20 年度をもって終了する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発課題について、外部有識者・専門家の参画による事後評価を、技術開発目標の達成度、企業化につながる可能性、新産業及び新事業創出の期待度の視点で実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学的、社会的及び経済的波及効果を検証するために追跡評価を実施し、事業の検証を行う。

・成果の公表・発信

イ．機構は、研究内容、研究成果、特許出願状況、研究終了後の市場投入に向けた状況及び、社会・経済への波及効果について把握し、知的財産権の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

・達成すべき成果

イ．機構は、事後評価対象課題において、革新性の高い独創的な技術の実用的な技術への育成に資する十分な成果が得られたとの評価を得られた研究開発課題が、対象研究開発課

題全体の7割以上になることを目指す。

- . 機構は、全研究開発課題の終了1年後に、企業化に向けて他制度あるいは企業独自で継続している研究課題の割合、既に企業化された研究課題の割合の合計が、3割以上となることを目指す。

(6) 研究開発戦略の立案

. 研究開発戦略の立案と活用

- イ . 機構は、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等の調査・分析を行う。
- . 機構は、ワークショップ、シンポジウム等を開催することにより、研究者、技術者、政策担当者を始めとする広範な関係者の参加を得て、今後の研究開発の方向性に関する意見の形成と集約を図るとともに、これらを踏まえて、今後わが国にとって必要となる研究開発領域、研究開発課題及び研究開発システムについて質の高い提案を行う。
- ハ . 機構は、日中科学技術協力を促進するため中国における重要科学技術政策や研究開発動向及びそれに関連する経済・社会状況についての調査・分析を行う。また、本調査・分析に必要なデータベースを国内外関連機関と連携して整備し、提供する。
- ニ . 機構は、イ～ハの成果を、機構が重点的に推進すべき研究開発領域及び研究開発課題の企画・立案に活用する。

. 評価と評価結果の反映・活用

- イ . 機構は、 のイ及びロに関して、提案した研究開発領域、研究開発課題及び研究開発システムの妥当性、検討過程の合理性並びに情報発信の妥当性について外部有識者・専門家による評価を行い、評価結果を事業の運営に反映させる。なお、中期目標期間中に効果的な評価手法について検討し、その定着化を図る。
- . 機構は、 のハに関して、調査・分析及び情報発信の妥当性について外部有識者・専門家による評価を行い、評価結果を事業の運営に反映させる。

. 成果の公表・発信

- イ . 機構は、得られた成果を外部に積極的に発信するとともに、わが国の科学技術政策等の情報を中国に向けて発信する。
- . 機構は、自らが行った提案の活用状況を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

. 達成すべき成果

- イ . 機構は、質の高い提案等を行い、 のイ及びロの評価において、質の高い成果が得られているとの評価が得られることを目指す。

2. 新技術の企業化開発

(1) 産学が連携した研究開発成果の企業化の推進

研究開発成果の最適な展開による企業化の推進

・研究開発課題の選考

- イ．機構は、大学、公的研究機関等（以下「大学等」という。）の研究開発成果について、企業等のポテンシャルを活用して研究開発及び企業化開発を推進するとともに、ベンチャー企業の起業及び事業展開に必要な研究開発を推進するため、研究開発課題を公募する。
- ロ．機構は、研究開発リスクが高く挑戦的な研究開発課題について、必要に応じて、国の関連施策との整合性に配慮しつつ、課題の新規性、課題の目標の妥当性、イノベーションの創出の可能性等の視点から外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。また、企業化の可能性を見極めるために、必要に応じてプログラムオフィサーの判断に基づきフィージビリティスタディーを実施する。
- ハ．機構は、事前評価結果を受けて、必要に応じて当該研究開発課題における提案者と研究開発条件、支援形態についての調整を行った後、当該課題を速やかに研究開発及び企業化開発に着手できるよう、研究開発環境の整備を行う。

・研究開発の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、研究開発課題の目標の達成に向けて、研究開発リスクや研究開発の段階等課題の特性に応じた支援形態を整備し、効果的に研究開発及び企業化開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．機構は、研究開発費が有効に使用されるように、研究開発の進捗状況及び研究開発費の使用状況を把握し、研究開発計画の変更を随時行うことにより、柔軟かつ弾力的な研究開発費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究開発費の不正使用及び不正受給並びに研究開発上の不正の防止に向けた体制を整備する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発期間終了後、研究開発課題の目標の達成度及び企業化に向けた可能性等の視点から外部有識者・専門家の参画により、課題の事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、研究開発費の返済を求める支援形態を設定した研究開発課題においては、課題の目標を達成したと評価された場合、研究開発実施企業から研究開発費の返済を求める。
- ハ．機構は、実施料を徴収する支援形態を設定した研究開発課題においては、開発終了後、売上げを生じた場合、研究開発実施企業から、売上高に応じて実施料を徴収する。
- ニ．機構は、同一の支援形態による研究開発の期間が5年以上の課題については、外部有識

者・専門家の参画により中間評価を行い、評価結果を研究開発計画及び事業の運営に反映させる。

ホ．機構は、研究開発課題のうち、異なる支援形態に移行する課題については、外部有識者・専門家の参画により別途評価を行い、評価結果を研究開発計画及び事業の運営に反映させる。

ヘ．機構は、終了した研究開発課題について科学技術的、社会的及び経済的波及効果を検証するために追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

．研究開発成果の普及の促進

イ．機構は、当該事業の支援を受けた研究開発課題について、成果の普及及び活用の促進を行う。

．成果の公表・発信

イ．機構は、研究開発及び企業化開発の内容、成果、研究開発終了後の研究開発継続状況及び企業化状況、研究開発課題から起業したベンチャー企業の事業の内容及び業績等並びにそれらの社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

イ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、事後評価において、大学等の研究開発成果の効果的な企業化に向けて最適な支援を行い、十分な成果が得られたと評価される課題が、対象課題全体の5割以上となることを目指す。

ロ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、研究開発期間終了後3年が経過した時点で、企業化に向けて他制度あるいは企業又は大学等独自で継続している課題の割合、既に企業化された課題の割合の合計が、対象研究開発課題全体の3割以上になることを目指す。

戦略的なイノベーション創出の推進

．研究開発テーマの設定及び研究開発課題の選定

イ．機構は、新産業の創出に向け、研究開発テーマ（以下「テーマ」という。）とプログラムオフィサーを外有識者・専門家の参画により決定する。テーマについては、機構の基礎研究等の成果の中から、技術の重要性、イノベーション創出の可能性等の視点から、設定する。プログラムオフィサーについては、指導力、洞察力、研究開発実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定する。

ロ．機構は、テーマの研究開発について、研究開発課題の選考及びテーマ毎の研究開発に当たっての方針を明らかにして公募を行い、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、テーマの設定趣旨に合致し、イノベーションの創出が期待できる

提案であるかという視点から、研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たっては、研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

ハ．機構は、関係部署間の有機的な連携の下、テーマの特色を活かした事業運営形態を構築するとともに、速やかに研究開発に着手できるよう措置する。

．研究開発の推進

イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、研究開発課題毎にプロジェクトマネージャーを置き、その下に産学官からなる研究開発チームを組織して、情報の共有及び普及などを通じ、新産業の創出等に向けて一体的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。

ロ．機構は、研究開発費が有効に使用されるように研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究開発費配分を行う。

ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究開発費の不正使用及び不正受給並びに研究開発上の不正の防止に向けた体制を整備する。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による中間評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営に反映させる。中間評価については、研究開発期間が5年以上の研究開発課題及びその研究開発課題を含むテーマについて実施するものとする。

ロ．機構は、研究開発終了後、研究開発目標の達成度及び新産業創出等の視点から外部有識者・専門家の参画により課題の事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。

ハ．機構は、研究開発が終了したテーマ及び研究開発課題について、科学技術的、社会的及び経済的波及効果を検証するため、外部有識者・専門家による追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

ニ．上記イ～ハの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

イ．機構は、研究開発の内容、研究開発成果に係る論文発表、口頭発表及び特許出願の状況、研究開発の成果、研究開発終了後の市場投入に向けた開発状況、将来の市場規模予測等及びその成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．機構は、研究開発実施者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について、知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

イ．機構は、イノベーションの創出につながるテーマを適切に設定し、挑戦的な課題を採択しつつ、中期計画中に中間評価を行うテーマにおける研究開発課題の7割以上について、テーマの設定趣旨に合致し、新産業の創出の核となる技術の確立に向けて十分な成果が

得られたとの評価結果が得られることを目指す。

- ロ．機構は、研究開発終了後5年が経過した時点で確立した技術の普及により、新産業の創出及び社会・経済へ独創的で大きなインパクトを与えるに至るテーマ並びにそれらが見込めるテーマの合計が、対象テーマ全体の1割以上になることを目指す。

産学の共創による基礎基盤研究の推進

．技術テーマの設定及び研究課題の選定

- イ．機構は、企業単独では対応困難な産業界全体で取り組むべき技術上の課題（以下、「技術テーマ」という）の解決に資する知見を大学等の基礎研究より創出するため、産業界からの提案等に基づいて定められる技術テーマの解決に資するよう大学等において実施される研究課題について、産学の対話の場を設けるなどした上で選考に当たっての方針を明らかにして公募を行い、産学双方の外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、事前評価を行う。選考に当たっては研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ロ．機構は、技術テーマの提案者及び研究課題の実施者等が効果的に知見や情報の交換及び発信等ができるような事業運営形態を構築するとともに、速やかに研究に着手できるよう措置する。

．研究の推進

- イ．機構は、本事業の効率的かつ効果的な運営を図るため、顕著な研究実績や産学官連携活動に関する知見を有し、専門的な立場から事業の実施を適確に支援できる人物をプログラムオフィサーとして選定する。
- ロ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、技術テーマ毎にプロジェクトマネージャーを置き、研究成果等に関する情報の産学の対話による共有化などを通じて効果的に研究を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ハ．研究費の配分については、の　　ロと同様とする。
- ニ．不正防止に向けた体制整備については、の　　ハと同様とする。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、終了した研究課題について、基礎的な知見の創出状況及び技術テーマの解決に向けた有用性等を検証するため、外部有識者・専門家の参画により課題の評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、設定から5年を経過した時点で、技術テーマの重要性、将来性及び市場性、解決に向けた進捗状況及び発展可能性並びに大学等における研究の活性化への貢献等の視点から技術テーマ評価を実施し、その後の資金配分や事業の運営に反映させる。
- ハ．機構は、研究が終了した技術テーマについて、産学の対話による基礎的な知見の創出の状況及び研究開発の発展の状況を検証するため、外部有識者・専門家による追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

二．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

イ．機構は、研究の内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．研究実施者自らによる情報発信については、のロと同様とする。

．達成すべき成果

イ．機構は、産業界の抱える共通課題の解決に資する適切な技術テーマを設定し、大学等において当該テーマの解決に資する研究を実施する課題を採択しつつ、終了した研究課題の6割以上について、産業界における技術テーマの解決への寄与又は基盤技術の強化が期待できる基礎的知見が得られたとの評価結果が得られることを目指す。

ロ．機構は、全研究課題の終了後3年が経過した時点で、技術テーマを提案した産業界に対してアンケート調査を行い、得られた基礎的な知見及び産学の交流により得られた知見等が、技術テーマの解決に向けた検討に有用であったとの回答を5割以上得ることを目指す。

ハ．機構は、本事業における研究が終了した技術テーマについて、産学の対話による当該課題に係る基礎研究の研究開発への発展状況が高い水準になることを目指す。その指標として、共同研究創出数等の定量的指標を活用する。

先端計測分析技術・機器の研究開発の推進

．開発課題の選考

イ．機構は、将来の創造的・独創的な研究開発を支える基盤の強化を図るため、文部科学省が特定する開発領域を中心に、先端計測分析機器及びその周辺システムの開発と、計測分析機器の性能を飛躍的に向上させることが期待される要素技術の開発について、開発課題の選考に当たっての方針を明らかにして公募を行い、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、挑戦的な研究開発課題の採択を目指し事前評価を行う。選考に当たっては、開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

ロ．機構は、速やかに開発に着手できるよう措置する。

．開発の推進

イ．機構は、本事業の効率的かつ効果的な運営を図るため、顕著な研究開発実績を有し、専門的な立場から開発課題の推進を支援できる人物を開発総括（プログラムオフィサー）として選定する。

ロ．機構は、開発総括のマネジメントの下、将来の創造的・独創的な研究開発を支える基盤の強化を図るため効果的に開発を推進するとともに、その成果に基づく戦略的な知的財産の形成に努める。

- ハ．機構は、開発費が有効に使用されるよう、開発の進捗及び開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な開発費配分を行う。
- ニ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、開発費の不正使用及び不正受給並びに開発上の不正の防止に向けた体制を整備する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、開発開始後 1 ～ 2 年を目途に外部有識者・専門家による中間評価を実施し、評価結果を、特に優れた課題への絞り込み、開発のその後の資金配分、事業の運営に反映させる。中間評価については、開発期間が 5 年以上の開発課題について実施するものとする。
- ロ．機構は、終了した開発課題について、開発成果の達成状況等を検証するため、外部有識者・専門家の参画により課題の事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ハ．機構は、開発終了から 5 年以内に、開発成果の実用化状況を検証するため、外部有識者・専門家による追跡評価を実施し、必要に応じて評価結果を事業の運営に反映させる。
- ニ．上記イ～ハの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、本事業の開発成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況、開発内容、開発成果を把握し、それらとそれらの社会・経済への波及効果について、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、開発実施者自らも社会に向けて開発内容やその成果について、戦略的な知的財産等の保護に配慮しつつ情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

- イ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、先端計測分析機器及びその周辺システムの開発の事後評価において、開発成果として得られたプロトタイプ機を用いて最先端の科学技術に関するデータ取得が可能と評価される課題が評価対象課題全体の 7 割以上となることを目指す。
- ロ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、計測分析機器の性能を飛躍的に向上させることが期待される要素技術開発の事後評価について、計測分析機器の性能が飛躍的に向上したと評価される要素技術の開発課題が、評価対象課題全体の 7 割以上となることを目指す。
- ハ．機構は、先端計測分析機器及びその周辺システムの開発の終了課題について、開発期間終了から 1 年後に、企業化に向けて他制度あるいは企業独自で取組みを継続しており、十分に企業化が期待できる割合と既に企業化された割合の合計が全体の 7 割以上となることを目指す。
- ニ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、プロトタイプ機の性能の実証、並びに高度化・最適化するための応用開発の事後評価において、開発成果として得られたプロトタイプ機が受注生産可能な段階であると評価される課題が評価対象課題全体の 5 割以上となることを目指す。

ホ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、プロトタイプ機の実用化、普及を促進するためのソフトウェアの開発の事後評価において、開発成果として得られたソフトウェアを対象となるプロトタイプ機に搭載し、ユーザビリティ及び信頼性が向上したと評価される課題が評価対象課題全体の5割以上となることを目指す。

(2) 産学の共同研究によるイノベーションの創出

産学で育成すべきシーズの顕在化

．シーズ候補を見出す機会の提供

イ．機構は、大学等に潜在するシーズ候補を産業界の視点で見出す機会を提供するため、大学等と協力した企業向けの研究発表会を開催する。

．研究開発課題の選考

イ．機構は、産学で育成すべきシーズを顕在化させる目的で産と学が共同で提案した研究開発課題(顕在化ステージ課題)について公募する。なお、機構は年複数回の公募を行い、のべ半年以上の公募期間とすることにより、提案者の利便性を図る。

ロ．機構は、研究開発リスクが高く産学双方に挑戦的な研究開発課題について、課題の独創性、産学共同での研究体制の妥当性、イノベーションの創出等の視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

ハ．機構は、事前評価結果を受けて、当該研究開発課題を速やかに研究開発に着手できるよう、研究開発環境の整備を行う。

．研究開発の推進

イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、シーズの顕在化に向けて効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。

ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究開発の進捗を把握し、効果的・効率的に研究開発を推進する。

ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。

ニ．本事業は、平成20年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、研究開発終了後、研究開発目標の達成度及び新産業創出等の視点から外部有識者・専門家の参画により、課題の事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。

ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学的、社会的及び経済的波及効果を検証するために追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、研究開発の内容、研究成果の発表状況や特許の出願状況、研究開発の継続状況及びその成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

- イ．機構は、研究開発リスクが高く産学双方に挑戦的な課題を採択しつつ、研究開発終了後3年が経過した時点で、顕在化したシーズを発展させる他制度に応募している研究開発課題が、対象研究開発課題全体の3割以上になることを目指す。

産学のマッチングファンド形式によるシーズの育成

．研究開発課題の選考

- イ．機構は、産学のマッチングファンド形式により顕在化したシーズを発展させる研究開発課題（育成ステージ課題）について公募する。
- ロ．機構は、研究開発リスクが高く産学双方に挑戦的な研究開発課題について、課題の独創性、産学共同での研究体制の妥当性、イノベーション創出等の視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、研究開発課題選考後速やかに研究開発に着手できるよう、研究開発環境の整備を行う。

．研究開発の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、顕在化したシーズの育成に向けて、産学のマッチングファンド形式で効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
 - ロ．機構は、研究費が有効に使用されるよう、研究開発の進捗状況及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
 - ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- 二．新規公募は平成20年度をもって終了し、事業は平成23年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発終了後、研究開発目標の達成度及び新産業創出等の視点から外部有識者・専門家の参画により課題の事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学的、社会的及び経済的波及効果を検証するために追跡評価を実施し、評価結果を必要に応じて事業の運営に反映させる。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、研究開発の内容、成果、研究開発終了後の市場投入に向けた開発状況、将来の市場規模予測、特許の出願状況等及びその成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

・達成すべき成果

- イ．機構は、研究開発リスクが高く産学双方に挑戦的な課題を採択しつつ、事後評価において、顕在化したシーズを発展させ、企業化に向けた研究開発につながる十分な成果が得られたと評価される研究開発課題が、対象研究開発課題全体の5割以上になることを目指す。
- ロ．機構は、研究開発リスクが高く産学双方に挑戦的な課題を採択しつつ、研究開発終了後3年が経過した時点で、企業化に向けて他制度あるいは企業独自で継続している研究開発課題の割合、既に企業化された研究開発課題の割合の合計が、対象研究開発課題全体の3割以上になることを目指す。

(3) 大学等の独創的なシーズを基にした企業化の推進

大学発ベンチャー創出の推進

・研究開発課題の選考

- イ．機構は、大学等の研究開発成果に基づきベンチャー企業の起業及び事業展開に必要な研究開発課題について公募する。
- ロ．機構は、応募のあった挑戦的な研究開発課題について、研究開発計画の妥当性、事業計画の妥当性等の視点から、外部有識者・専門家の参画により、透明性と公平性を確保した事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、事前評価結果を受けて、当該研究開発課題を速やかに研究開発に着手できるよう、研究環境の整備を行う。

・研究開発の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、大学発ベンチャー創出推進に向けて効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究開発の進捗状況及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- ニ．新規公募は平成20年度をもって終了し、事業は平成24年度をもって終了する予定である。

・評価と評価結果の反映

- イ．機構は、研究開発期間終了後、研究開発計画の達成度、事業計画の妥当性等の視点から外部有識者・専門家の参画により課題の事後評価を実施し、事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学技術的、社会的及び経済的波及効果を検証するために追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、研究内容、研究成果、研究開発課題から起業したベンチャー企業の事業の内容及び業績等の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

・達成すべき成果

- イ．機構は、平成 15 年度以降に採択された課題のうち、研究開発期間終了後 1 年以上を経過した課題について、起業に至る課題の割合が 6 割以上を維持することを目指す。
- ロ．機構は、これまで設立されたベンチャー企業のうち、その後の成長が認められる企業の割合 6 割以上となることを目指す。

成長が認められる企業：設立後第 3 期決算までに増資している、売り上げが増加している又は従業員が増加している企業

研究開発型中堅・中小企業の新技術構想の具現化

・研究開発課題の選考

- イ．機構は、大学等の研究開発成果に基づいた研究開発型中堅・中小企業の有する新技術構想を具現化するための研究開発課題を公募する。
- ロ．機構は、応募のあった挑戦的な研究開発課題について、研究開発課題の新規性、新産業創出の効果、研究開発課題の目標の妥当性等の視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保し、研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、事前評価結果を受けて、当該課題を速やかに研究に着手できるよう、研究開発環境の整備を行う。

・研究開発の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、大学等の研究開発成果に基づいた研究開発型中堅・中小企業の有する構想の具現化に向けて効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究開発の進捗状況及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使

用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。

二．本事業は、平成 20 年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発期間終了後、課題の目標の達成度、知的財産権の取得、企業化につながる可能性、新産業及び新事業創出の期待度等の視点から、外部有識者・専門家の参画により、課題の事後評価を実施し、事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学技術的、社会的及び経済的波及効果を検証するため追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、研究開発の内容、成果、研究開発終了後の研究開発継続状況や企業化状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

．達成すべき成果

- イ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、課題終了後 3 年が経過した時点で企業化に向けて他制度あるいは企業独自で継続しており、十分に企業化が期待できる課題の割合、既に企業化された課題の割合の合計が、評価対象課題全体の 7 割以上となることを目指す。

委託開発の推進

．開発課題の選考

- イ．機構は、大学等の研究開発成果のうち、開発リスクが高く企業化が困難なものを企業等のポテンシャルを活用して企業化開発を推進するため、開発課題を公募する。
- ロ．機構は、応募のあった挑戦的な開発課題について、課題の新規性、国民経済上の重要性、開発リスク、市場性等の視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保して、事前評価を行う。選考に当たり、機構は開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。また、企業化の可能性を見極めるために、必要に応じてプログラムオフィサーの判断に基づきフィージビリティスタディーを実施する。
- ハ．機構は、事前評価結果を受けて、当該開発課題における新技術の所有者及び開発実施企業と開発委託条件についての調整を行った後、速やかに開発に着手させる。

．開発の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、企業化開発の成功に向けて効果的に開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．機構は、開発費が有効に使用されるように、開発の進捗状況及び開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な開発費の執行を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、開発費の不正使

用及び不正受給並びに開発上の不正の防止に向けた体制を整備する。

二．新規公募は平成 20 年度をもって終了し、事業は平成 28 年度をもって終了する予定である。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、開発期間終了後、開発着手時に設定した成功・不成功の技術的な認定基準に基づき、外部有識者・専門家の参画により、開発結果の事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。評価結果で開発が成功となった場合、開発実施企業から開発費の返済を求める。

ロ．開発期間が 5 年以上の開発課題については、外部有識者・専門家の参画により中間評価を行い、評価結果を開発実施計画及び事業の運営に反映させる。

ハ．機構は、開発が終了した開発課題について技術的、社会的及び経済的波及効果を検証するために追跡評価を実施し、評価結果を必要に応じて事業の運営に反映させる。

．開発成果の実施の促進

イ．機構は、開発が成功した開発課題について、開発実施企業への成果実施を促進する。

．成果の公表・発信

イ．機構は、開発が成功した開発課題の内容、成果及びその成果の展開状況（製品の販売状況）等の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

．達成すべき成果

イ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、平成 9 年度以降の開発終了課題製品化率が 2 割以上を維持することを目指す。

ベンチャー企業を活用した企業化開発の推進

．開発課題の選考

イ．機構は、大学等の研究開発成果について、研究開発型ベンチャー企業を活用して企業化開発を推進するため、開発課題を公募する。

ロ．機構は、応募のあった挑戦的な開発課題について、課題の新規性、国民経済上の重要性、イノベーションの創出の可能性等の視点から、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保して、事前評価を行う。選考に当たり、機構は開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

ハ．機構は、事前評価結果を受けて、当該開発課題における新技術の所有者及び開発実施企業と開発委託条件についての調整を行った後、速やかに開発に着手させる。

・開発の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、企業化開発の目標達成に向けて効果的に開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
 - ロ．機構は、開発費が有効に使用されるように、開発の進捗状況及び開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な開発費配分を行う。
 - ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、開発費の不正使用及び不正受給並びに開発上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- 二．新規公募は平成 20 年度をもって終了し、事業は平成 24 年度をもって終了する予定である。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、開発期間終了後、開発目標の達成度、成果の実施見込み、イノベーション創出の可能性等の視点から、外部有識者・専門家の参画により、事後評価を実施する。また、開発期間が 5 年以上の開発課題については、外部有識者・専門家の参画により中間評価を行い、その結果を開発実施計画に反映させる。また、中間、事後評価については、事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、開発終了後、売上げを生じた課題については、売上高に応じて実施料を徴収する。
- ハ．機構は、開発が終了した開発課題について科学技術的、社会的及び経済的波及効果を検証するために追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

・開発成果の実施の促進

- イ．機構は、開発が終了した開発課題について、開発実施企業による成果実施を促進する。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、開発が終了した課題の内容、成果及びその成果の展開状況（製品の販売状況）等の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

・達成すべき成果

- イ．機構は、挑戦的な課題を採択しつつ、事後評価において、開発目標を達成し製品化の見込みがあると評価される開発課題が、事後評価課題全体で 2 割以上になることを目指す。

（４）若手研究者によるベンチャー創出の推進

・研究開発課題の選考

- イ．機構は、大学等の研究開発成果に基づき、ベンチャー企業の起業及び事業展開に必要な研究開発課題について公募する。

- ロ．機構は、応募のあった研究開発課題について、研究開発計画の妥当性、事業計画の独創性及び妥当性、大学等の起業支援機関等における支援体制の整備状況等の視点から、外部有識者・専門家の参画により、透明性と公平性を確保した事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、事前評価結果を受けて、当該研究開発課題を速やかに研究開発に着手できるよう、研究開発環境の整備を行う。

．研究開発の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、大学等の起業支援機関等と連携し、起業意欲のある若手研究者によるベンチャー企業の創出に資するよう、効果的に研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
 - ロ．機構は、研究開発費が有効に使用されるように、研究開発の進捗状況及び研究開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究開発費配分を行う。
 - ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究開発費の不正使用及び不正受給並びに研究開発上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- 二．新規公募は平成 21 年度をもって終了し、事業は平成 23 年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映

- イ．機構は、研究開発期間終了後、研究開発計画の達成度、事業計画の妥当性、起業家として必要な資質・能力の習得状況、大学等の起業支援機関等における支援体制の向上等の視点から外部有識者・専門家の参画により課題の事後評価を実施し、事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学技術的、社会的及び経済的波及効果を検証するために追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、大学等の起業支援機関等と連携し、研究開発内容、研究開発成果、研究開発課題から起業したベンチャー企業の事業の内容及び業績等の社会・経済への波及効果並びに研究者から起業家へのキャリアパス形成の状況等について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究開発内容及びその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

- イ．機構は、起業意欲のある若手研究者による課題を採択しつつ、研究開発期間終了後 1 年が経過した時点で、起業に至る課題の割合、企業化された課題の割合及び企業化に向けて他制度等で若手研究者が研究開発を継続している課題の割合の合計が、評価対象課題全体の 5 割以上となることを目指す。
- ロ．機構は、研究開発期間終了後 5 年が経過した時点で、課題から得られた研究開発成果若

しくは習得した資質・能力等を活用し若手研究者が起業家として活動したものの又は課題のうち起業に至ったもの、企業化されたもの若しくは企業が研究開発を引き継いだもののいずれかに該当する課題の割合が、評価対象全体の3割以上となることを目指す。

(5) 地域イノベーションの創出

プラザ・サテライトを活用した地域における産学官連携の推進

・事業の推進

イ．機構は、地域イノベーション創出のための環境を整備するため、研究開発ポテンシャルの高い地域に設置したプラザ・サテライトを活用し、産学官共同で研究を実施する育成研究等により地域の大学等の独創的研究成果を企業化に向けて育成するとともに、地域の大学等のシーズと地域企業のニーズのマッチングによるシーズの企業化に向けた地域に密着したコーディネート活動を通じて、積極的に地域における産学官連携を推進する。

ロ．本事業は平成 25 年度をもって終了する予定である。プラザの施設については、順次、自治体等への移管等を進める。

・評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、プラザ・サテライト毎に、各地域の地方自治体や関係機関のニーズ及び地域の特性を踏まえ、中期計画期間中における育成研究を中心とする研究開発の支援活動及びコーディネート活動等について、定量的及び定性的な目標を盛り込んだ中期運営方針を、文部科学省との協議を経て策定する。

ロ．機構は、中期運営方針に定める目標として、各プラザ・サテライトで実施する育成研究の研究開発終了後3年が経過した時点で、企業化に向けて他制度あるいは企業独自で継続しており、十分に企業化が期待できる研究開発課題の割合、既に企業化された研究開発課題の割合の合計が評価対象研究開発課題の3割以上となることを設定するほか、地域の特性に応じて、機構が実施する他の研究開発支援制度における各プラザ・サテライトの活動やコーディネート活動等における目標を設定する。

ハ．機構は、中期運営方針の達成のため、毎年度、プラザ・サテライト毎に年度事業計画を策定するとともに、第4四半期に、当該年度の活動の成果等を年度事業報告書にまとめる。

ニ．機構は、各プラザ・サテライトの活動を評価するため、外部有識者・専門家により構成する評価委員会を設置し、年度事業計画の達成状況、成果等について年度事業評価を実施する。また、中期計画最終年度には、中期運営方針で定めた目標の達成状況及び成果の状況を評価する。これらの評価結果については、次年度の年度事業計画及び次期の中期計画に反映させるとともに、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないプラザ・サテライトについては、廃止する等の見直しを行う。

・達成すべき成果

- イ．機構は、中期運営方針の達成状況の評価で、地域の技術シーズの発掘、育成及び企業化、産学官連携活動等を通じて地域イノベーションの創出に資する十分な成果が得られたとの評価が得られることを目指す。

シーズ発掘試験

・研究開発課題の公募及び選定

- イ．機構は、コーディネータ等が発掘した大学等の研究シーズの企業化を促すとともに、コーディネータ等の活動を支援するため、企業化の可能性の検証が必要な研究開発課題を公募する。
- ロ．機構は、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、新規性及び優位性、目標設定の妥当性、研究実施計画の妥当性等の視点から研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、研究の実施体制を構築するとともに、速やかに研究に着手できるよう措置する。

・研究開発の推進

- イ．機構は、コーディネータ等による企業化の視点からの助言、情報提供などのサポートを受けつつ、効果的に企業化可能性を検証するための研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- ニ．機構は、研究終了後も研究成果を企業化に向けた共同研究等につなげるために研究者及びコーディネータに対する助言、情報提供、研究成果と企業ニーズとのマッチング活動等を実施する。
- ホ．本事業は、平成 21 年度をもって終了する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発期間終了後、研究実施計画の達成度、企業化及び知的財産権確保の期待度等の視点から研究開発課題について外部有識者・専門家の参画により事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の改善に活用する。
- ハ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、本事業の研究内容、研究成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

- イ．機構は、事後評価において、プログラムオフィサー及び外部有識者・専門家により、特筆すべき成果が認められ、今後、企業化が期待されると評価された研究開発課題が評価対象研究開発課題全体の3割以上となることを目指す。

地域ニーズ即応型

．課題の公募及び選定

- イ．機構は、地域の公設試験研究機関等と協力して、地域企業のニーズと全国の大学等のシーズをマッチングさせ、地域企業の抱えるニーズに即応した産学官共同による研究開発を必要とする課題を公募する。
- ロ．機構は、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、企業ニーズとシーズのマッチングの妥当性、課題解決の可能性、地域への波及効果、研究実施計画の妥当性等の視点から研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、研究開発の実施体制を構築するとともに、速やかに研究開発に着手できるよう措置する。

．研究開発の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサー（館長）のマネジメントの下、地域の公設試験研究機関等と協力し、地域企業の抱えるニーズに即応した産学官共同による研究開発を効果的に推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。また、科学技術コーディネータによる企業化等の視点からの助言、情報提供などの支援を行う。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- ニ．新規公募は平成21年度をもって終了し、事業は平成22年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、課題解決の状況、研究実施計画の達成度、知的財産権の確保等の視点から研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。

- ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ハ．機構は、研究終了後も研究成果を企業化や課題の解決に向けた研究開発につなげるために、助言、情報提供等を実施する。
- 二．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、本事業の研究内容、研究成果、特許出願状況、企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

- イ．機構は、事後評価において、プログラムオフィサー及び外部有識者・専門家により、特筆すべき成果が認められ、企業の持つ課題が解決されたと評価された研究開発課題が評価対象研究開発課題全体の3割以上となることを目指す。

育成研究

．課題の公募及び選定

- イ．機構は、地域の大学等の研究成果を企業化に向けて育成し、社会に還元するため、企業化に向けて地域の産学官共同による研究開発を必要とする課題を公募する。
- ロ．機構は、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、新規性及び優位性、研究実施計画の妥当性等の視点から研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、研究開発の実施体制を構築するとともに、速やかに研究に着手できるよう措置する。

．研究開発の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサー（館長）のマネジメントの下、代表研究者を中心として大学等の研究者及び企業とが共同して効果的に企業化に向けた研究開発を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。また、科学技術コーディネータによる企業化等の視点からの助言、情報提供などの支援を行う。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- 二．新規公募は平成21年度をもって終了し、事業は平成23年度をもって終了する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究実施計画の達成度、企業化の期待度、知的財産権の確保等の視点から研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ハ．機構は、研究終了後も研究成果を企業化に向けた研究開発につなげるために、助言、情報提供、研究成果と企業ニーズとのマッチング活動等を実施する。
- ニ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、本事業の研究内容、研究成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

・達成すべき成果

- イ．機構は、研究開発終了後3年が経過した時点で、企業化に向けて他制度あるいは企業独自で継続しており、十分に企業化が期待できる研究開発課題の割合、既に企業化された研究開発課題の割合の合計が各プラザ・サテライトにおける評価対象研究開発課題の3割以上となることを目指す。

研究開発資源活用型

・課題の公募及び選定

- イ．機構は、地域において育成研究等の実施により蓄積された研究成果、人材、研究設備等の研究開発資源を活用し、地域にとって必要な新技術・新産業の創出が期待できる地域の産学官共同による企業化に向けた研究開発を必要とする課題を公募する。
- ロ．機構は、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、企業化の可能性、課題の新規性及び優位性、計画の妥当性、地域への波及効果等の視点から研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、研究開発の実施体制を構築するとともに、速やかに研究開発に着手できるよう措置する。

・研究開発の推進

- イ．機構は、プロジェクトリーダーのマネジメントの下、地域の産学官共同により企業化に向けた研究開発を行うとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、

柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。

ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。

二．新規公募は平成 21 年度をもって終了し、事業は平成 23 年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。

ロ．機構は、終了した研究開発課題について科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

ハ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

イ．機構は、本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及びその成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

イ．機構は、事後評価においては、地域における企業化につながる十分な成果が得られたと評価された研究開発課題が、対象研究開発課題全体の 7 割以上になることを目指す。

ロ．機構は、研究開発終了後 3 年が経過した時点で、企業化に向けて他制度あるいは企業独自で継続しており、十分に企業化が期待できる研究開発課題の割合、既に企業化された研究開発課題の割合の合計が評価対象研究開発課題の 6 割以上となることを目指す。

地域結集型研究開発プログラム

．課題（地域）の公募及び選定

イ．機構は、地域として企業化の必要性の高い分野の個別的研究開発課題を企業化し、地域における新技術・新産業の創出に資するため、大学等の技術シーズを基に技術の育成から企業化に向けた研究開発までを集中的に産学官共同で研究開発を推進することが必要な課題を実施する地域を公募する。

ロ．機構は、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、企業化の可能性、課題の新規性及び優位性、計画の妥当性、地域への波及効果及び都道府県等の支援等の視点から研究開発を実施する地域の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究費の不合理的な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

ハ．機構は、研究開発の実施体制を構築するとともに、速やかに研究開発に着手できるよう措置する。

・研究開発の推進

- イ．機構は、企業化統括のマネジメントの下、大学、公的研究機関、研究開発型企業等を結集して集中的に産学官の共同研究開発を実施する。
 - ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
 - ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- 二．新規公募は平成 20 年度をもって終了し、事業は平成 25 年度をもって終了する予定である。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発を実施する地域について、研究開発進捗状況及び今後の見通し、都道府県等の支援状況及び今後の見通し等の視点から外部有識者・専門家の参画による中間評価を、事業目標の達成度及び波及効果、研究開発目標の達成度及び成果、都道府県等の支援並びにそれらの今後の展望等の視点から外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、終了した地域について科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ハ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

・達成すべき成果

- イ．機構は、事後評価においては、評価対象地域の 5 割以上において、企業化につながる十分な成果が得られていることを目指す。
- ロ．機構は、研究開発終了後 3 年が経過した時点で、すべての評価対象地域について、企業化に向けて他制度あるいは企業独自で研究開発を継続しており、十分に企業化が期待できる、または既に企業化されている成果が創出されていることを目指す。

地域卓越研究者戦略的結集プログラム

・課題の公募及び選定

- イ．機構は、地域の大学等に所属する卓越した研究者の研究成果を企業化し、地域における新技術・新産業の創出に資するため、当該研究者を中核として企業化に向けた研究開発

に携わる複数の卓越した研究者を地域内外から招聘し、企業化に向けて地域の大学を核として産学官共同による研究開発を実施する地域からの課題を公募する。

- ロ．機構は、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、企業化の可能性、課題の新規性及び優位性、計画の妥当性、地域への波及効果及び都道府県等の支援等の視点から研究開発を実施する課題の事前評価を行う。選考に当たり、機構は研究開発費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ハ．機構は、研究開発の実施体制を構築するとともに、速やかに研究開発に着手できるよう措置する。

．研究開発の推進

- イ．機構は、地域の大学等に所属する卓越した研究者を中核とする地域内外から招聘した複数の卓越した研究者からなる研究開発チームを組織し、都道府県等の支援のもとに企業化に向けて産学官共同による研究開発を実施する。
- ロ．機構は、事業の実施に際して、課題毎にプロジェクトマネージャーを置き、効果的に企業化に向けた研究開発を推進する。
- ハ．機構は、研究開発費が有効に使用されるように、研究開発の進捗及び研究開発費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究開発費配分を行う。
- ニ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究開発費の不正使用及び不正受給並びに研究開発上の不正の防止に向けた体制を整備する。
- ホ．新規公募は平成 21 年度をもって終了し、事業は平成 25 年度をもって終了する予定である。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発を実施する課題について、研究開発進捗状況及び今後の見通し、都道府県等の支援状況及び今後の見通し、卓越した研究者の招聘進捗状況及び今後の見通し等の視点から外部有識者・専門家の参画による中間評価を、事業目標の達成度及び波及効果、研究開発目標の達成度及び成果、都道府県等の支援並びにそれらの今後の展望等の視点から外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営に反映させる。
- ロ．機構は、終了した課題について科学技術的、社会的及び経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ハ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及び成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産等の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

・達成すべき成果

- イ．機構は、事後評価においては、評価対象課題の5割以上において、企業化につながる十分な成果が得られていることを目指す。
- ロ．機構は、研究開発終了後5年が経過した時点で、すべての評価対象課題について、招聘した研究者が参画し、企業化に向けた産学官共同による研究開発を継続していることを目指す。

(6) 技術移転活動の支援

特許化の支援

・特許出願の支援

- イ．機構は、海外特許出願を希望する大学等の申請発明に対し目利きを行い、外部有識者・専門家による審査を通じて、特に企業化の可能性が高く海外特許出願することがわが国の国益の確保に大きく貢献すると認められるものを選定し、その海外特許出願を支援する。
- ロ．機構は、大学等からの要請に応じて、特許の質の向上を図るため、大学等で行き届かない発明者への特許相談・発明評価(特許性の評価等)を行い、大学の知的財産本部等を支援する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、事業について外部有識者・専門家の参画により、ユーザ(大学知的財産本部等)の意見を踏まえつつ、事業全般の運営と成果の波及効果等の視点から評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、支援を行った特許の出願後の取得状況、実施許諾状況、共同研究状況等及びその社会・経済への波及効果について把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

・達成すべき成果

- イ．機構は、海外特許出願支援制度において支援した発明の特許になった割合が直近の米国特許庁・欧州特許庁特許化率平均値を上回ることを目指す。
- ロ．機構は特許化支援事業の利用者に対しアンケート調査を行い、機構の発明に対する目利き(調査・評価・助言・相談等)が的確であるという回答を9割以上得ることを目指す。

技術移転の促進

・企業ニーズとシーズのマッチング機会の創出

- イ．機構は、大学等及び機構の研究開発成果について、研究開発成果展開を総合的に支援す

- るデータベース等による技術情報の公開や、新技術に関する説明会や展示会を開催し、企業ニーズとシーズのマッチング機会を充実させる。
- ロ．機構は、大学や企業等からの技術移転に関する質問や相談に対応して、技術移転を促進させる。
- ．技術移転のための人材育成業務の推進
- イ．機構は、大学等における技術移転活動を担う人材に対し必要な研修を行って実践的能力向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を支援する。
- ．優れたシーズを次の段階につなげるシステムの構築
- イ．機構は、各種研究開発事業の評価の場へ目利き人材を参画させることや、目利き人材と各種事業の運営担当者を連携・協力させることにより、両者間に優れたシーズに関する情報を共有させる。
- ロ．機構は、目利き人材を中心に、各種研究開発事業において生み出された優れた技術シーズに対して、特許性、技術性、市場性等の関連調査を行い、企業化に向けて不足している情報(追加データ、特許等の取得必要性、他分野への応用の可能性、条件等)を示す評価分析を実施する。また、研究開発実施者及び各種事業の運営担当者に対して、評価分析結果の提示及びそれに基づく助言等を行い、当該シーズを基にした研究開発課題を、他事業での採択等に結びつけ、その企業化を促進させる。
- ハ．機構は、機構が評価分析を行った研究開発課題について、その後の展開状況を把握して追跡評価を実施し、事業の運営に反映させる。
- 二．本事業は、平成 22 年度をもって終了する。
- ．研究のための知的財産活用スキームの構築
- イ．機構は、大学等や企業が保有する特許権等を、関係者の合意の下に基礎研究段階において自由に利用可能とする仕組みを構築する。
- ロ．機構は、大学等や企業に対し、保有する特許権等を上記イの仕組みに登録するように促す。
- ハ．機構は、重点化が必要と認められる技術分野を設定し、有望技術に対する試験費の支援、特許マップ等を作成するなど、投資機関を含む広く一般に対してその技術分野において付加価値をつけた特許情報を提供する。
- 二．機構は、関係部署間の連携の下、上記イの仕組みの特許と関連する科学技術情報を併せて提供し利用普及を図ることで、研究開発における知識の活用を促進させる。
- ．研究開発成果のあっせん・実施許諾の推進
- イ．機構は、目利き人材や企業等とのネットワークを活用しつつ、大学等及び機構の研究開発成果の企業化に取り組む企業を探索し、研究開発成果のあっせん・実施許諾に着実に結びつける。

・評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、技術移転に関する説明会の出展者、参加者、研修の受講者などの支援事業の対象者の意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画により、事業全般の運営と成果の波及効果等の視点から評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。

・成果の公表・発信

イ．機構は、企業ニーズとシーズのマッチング、人材研修、優れたシーズを次の段階につなげるシステムの構築、研究のための知的財産活用スキームの構築、研究開発成果のあっせん・実施許諾の実施状況及びその社会・経済への波及効果について把握し、個別企業情報の取扱い等に配慮しつつ、わかりやすく社会に向かって情報発信する。

・達成すべき成果

イ．機構は、研究開発成果を自らあっせん・実施許諾を行った件数について、50件/年以上を目指す。

ロ．機構は、評価分析を行った課題について、評価分析の実施後3年を経過した時点で、企業化に向けて他制度あるいは研究開発機関等独自で研究開発を継続している課題の割合、既に企業化された課題の割合の合計が、対象課題全体の5割以上となることを目指す。

ハ．機構は、技術移転に関する説明会の出展者、参加者、研修の受講者などの支援事業の対象者に対してアンケート調査を行い、各々の技術移転活動に有効であったとの回答を8割以上得ることを目指す。

ニ．機構は、上記イの仕組みの運用開始1年後を目処に、研究のための知的財産活用スキームの利用者に対してアンケート調査を行い、各々の研究のために有用であったとの回答を7割以上得ることを目指す。

なお、平成21年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」（平成21年4月10日）の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、産業界における高度研究人材の活用を促進するために活用する。

3 . 科学技術情報の流通促進

(1) 基本的な科学技術情報の整備と活用促進

．基本情報の整備・普及

- イ．機構は、わが国の研究者、研究成果（文献書誌、特許）研究資源等の研究開発活動に係る基本的な情報（以下「基本情報」という。）を体系的に収集・整備し、提供する。
- ロ．機構は、上記イの活動に必要な情報の収集について、オンライン入力や他機関保有データの活用等を図ることにより効率的に実施する。
- ハ．機構は、機構が整備した基本情報の利用を拡大させるため、効果的にその普及を図る。

．連携活用システムの構築

- イ．機構は、科学技術情報の横断的な利用を促進し、イノベーション創出に資する環境の構築を図るため、基本情報を中核として機構内外の科学技術情報の横断的な検索や分析を可能とする「連携活用システム」の構築を行う。

．科学技術情報の流通基盤の整備

- イ．機構は、わが国の科学技術情報の流通の円滑化を図るため、科学技術情報流通技術基準（SIST）の運用及び普及を行う。
- ロ．機構は、科学技術情報のわが国とアジア諸国での流通を円滑化するため、国際ワークショップの開催等の国際活動を実施する。なお、本事業は平成 21 年度をもって終了とする。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究コミュニティ、データベース利用者等の意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画により、事業全般の運営と成果の波及効果等の視点から、2～3年ごとに評価を実施し、その結果を事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、データベースの利用状況、利用者の満足度等及び事業の波及効果を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

．達成すべき成果

- イ．機構は、本事業で提供する各サービスの利用件数（研究者、研究成果、研究資源等の詳細情報の表示件数）について、前中期目標期間の最終年度（平成 18 年度）の利用件数を確保した上で、前年度よりも向上させることを目指す。
- ロ．機構は、本事業で提供する各サービスの利用者にアンケートを実施し、回答者の7割以上から科学技術情報として有用であるとの回答を得ることを目指す。

(2) 技術者の継続的な能力開発の支援

・コンテンツ開発とデータベースの整備

- イ．機構は、技術者等の科学技術系人材の能力開発を e ラーニング (Web ラーニングプラザ) により支援するため、科学技術の各分野及び横断分野に関する教材コンテンツを開発し提供する。また、科学技術分野の失敗事例データを収録したデータベースを提供する。これらの活動を行う際、提供するコンテンツやデータベースが、利用者の科学技術に関する基礎知識や失敗知識の習得に資するように事業を推進する。
- ロ．機構は、利用者ニーズを踏まえ、必要に応じてシステムを改良する。教材コンテンツと失敗事例データの相互連携による活用について検討し、その実現を図る。
- ハ．機構は、サービスの利用を促進するため、効果的にその普及を図る。
- ニ．科学技術分野の失敗事例データを収録したデータベースの提供は、平成 22 年度をもって終了する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、事業関係者、利用者等の意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画により、事業全般の運営と成果の波及効果等の視点から 2 ～ 3 年ごとに評価を実施し、その結果を以降の事業の運営に反映させる。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、教材コンテンツの制作数、品質、利用状況、利用者の満足度等及び事業の波及効果を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

・達成すべき成果

- イ．機構は、教材コンテンツの利用件数に関して、中期計画終了までに年間の利用件数 (レッスン受講回数) 100 万件以上、年間レッスン修了通知発行数 10 万件以上を目指す。失敗知識データベースについては、年間の利用件数 (ページ閲覧回数) 400 万件以上を維持することを目指す。
- ロ．機構は、年間団体利用数を前年度より増加させることを目指す。

(3) 研究者の流動性向上に資する情報の提供

・研究者の求人・求職に関する情報の提供

- イ．機構は、研究人材の多様なキャリアパスの開拓及び能力・技術の有効活用のため、研究者等の求人・求職情報を提供するデータベースを整備・提供する。
- ロ．機構は、サービスの利用を促進するため、効果的にその普及を図る。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究コミュニティ、データベース利用者などの意見を踏まえ、外部有識者・専

門家の参画により、事業全般の運営と成果及びその波及効果の視点から、2～3年ごとに評価を実施し、その結果を事業の運営に反映させる。

・成果の公表・発信

イ．機構は、計画の達成度、データベースの利用状況、利用者の満足度等及び事業の波及効果を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

・達成すべき成果

イ．機構は、学協会等の協力を得て、研究コミュニティに対してアンケートを実施し、研究者の求人・求職に有用なサービスであるとの回答を得る割合を前年度よりも向上させることを目指す。

ロ．機構は、サービスを利用した研究者にアンケートを実施し、回答者の7割以上から本サービスが求職情報を得るために有用であるとの意見を得ることを目指す。

ハ．本サービスに対して、前中期目標期間の最終年度（平成18年度）の利用件数（詳細画面の表示件数）を確保した上で、前年度よりも向上させることを目指す。

（4）バイオインフォマティクスの推進

・事業の推進

イ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省によるライフサイエンス分野のデータベース整備戦略を踏まえ、統括の指導のもと、外部有識者・専門家により構成される委員会を組織し研究開発課題の選考、評価及び事業運営に関する助言を受けて、研究開発を推進するとともに、生物情報データベースの統合・維持・運用を図る。統括については、指導力、洞察力、研究実績等の総合的な視点から卓越した人物を選定する。

ロ．統括は、上記整備戦略を踏まえて研究開発課題の選考及び事業運営に当たっての方針を明らかにし、それに基づき、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した研究開発課題の事前評価を行う。選考に当たっては、不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

ハ．機構は、研究費が有効に使用されるために、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、研究開発の進捗に応じた研究費配分を行う。

ニ．総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究開発上の不正防止に向けた運営を行う。

ホ．機構は、文部科学省が進めるライフサイエンス分野の統合データベースの整備に参画し、その関係機関等と連携して、生物情報データベースの統合・維持・運用を図る。

ヘ．機構は、ライフサイエンス分野の情報基盤の整備のため、生物多様性の全世界的な利用を目指す地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の活動に参画する。また、GBIF について、わが国の外部有識者・専門家による科学技術的見地からの調査及び審議を行うために設置する GBIF 技術専門委員会の運営を行う。

ト．G B I Fに関する活動については平成 22 年度をもって終了し、事業は平成 23 年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による中間評価・事後評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や運営の改善に反映させる。中間評価については、研究期間が 5 年以上の研究開発課題について実施するものとする。
- ロ．機構は、終了した研究開発課題について、構築されたデータベースの機能、開発された技術等、活用状況、波及効果を検証するために、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、ライフサイエンス研究での活用に供するため、研究開発成果であるデータベースやバイオインフォマティクス関連技術を研究者や技術者を対象に情報発信する。また、研究開発内容、研究開発成果、発展状況、波及効果を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究開発内容やその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

- イ．機構は、中期計画期間に事後評価を行う研究開発課題の 7 割以上においてライフサイエンス分野の情報基盤の整備やバイオインフォマティクス研究の進展に資する十分な成果が得られたとの評価が得られることを目指す。
- ロ．機構は、追跡評価時において、研究開発課題の成果の活用状況について評価し、活用がなされているとの評価が得られた研究開発課題が、評価対象研究開発課題全体の 5 割以上となることを目指す。

(5) 科学技術論文の発信、流通の促進

．学術論文の電子化・国際化

- イ．機構は、わが国の学協会の電子ジャーナル出版を支援するために論文の審査、編集、流通等を統合的に行うシステム（J-STAGE）を運用し、わが国の科学技術研究論文の国際流通を促進する。
- ロ．機構は、国際情報発信力の強化と知的資産保存のため、特に重要な学協会誌について過去の紙媒体に遡って電子化して公開する。
- ハ．機構は、国際的な研究論文流通形態の動向、学協会及び利用者の要望を反映してシステムの開発・改良を実施する。
- ニ．機構は、サービスの利用を促進するため、効果的にその普及を図る。

・評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、研究コミュニティ、利用者などの意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画により、事業全般の運営と成果の波及効果の視点から、2～3年ごとに評価を実施し、その結果を事業の運営に反映させる。

・成果の公表・発信

イ．機構は、コンテンツの利用状況、利用者の満足度等及び事業の波及効果を把握し、これらの成果をわかりやすく社会に向けて情報発信する。

・達成すべき成果

イ．機構は、J-STAGE と、他の電子ジャーナル、データベースとの引用文献リンク数を毎年度増加させることを目指す。

ロ．機構は、登載論文の年間ダウンロード数を毎年度増加させることを目指す。

ハ．機構は、参加学協会に対し利用満足度についてアンケート調査を実施し、J-STAGE が国際情報発信力強化に役立っているという回答を9割以上得ることを目指す。

(6) 公的研究機関へのデータベース化支援

・データベース化支援

イ．機構は、公的研究機関が研究成果として所有する研究データについて共同で作成したデータベースを公開し、運用を共同で実施する。

ロ．各研究機関での主体的運用に円滑に移行するためにシステム整備を行う。

ハ．本事業は、平成19年度をもって終了する。

・成果の公表・発信

イ．機構は、計画の達成度、既に実施済の事後評価の結果、各研究機関での主体的な運用状況等、事業の各研究機関への移行状況を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

・達成すべき成果

イ．各研究機関での主体的運用に円滑に移行する。

(7) 科学技術に関する文献情報の提供

・文献情報の整備・提供

イ．機構は、科学技術情報の流通促進のため、論文その他の科学技術文献情報を抄録等の形式で整備し、提供することにより、文献情報を効果的に発信する。

- ロ．機構は、毎年、文献情報提供サービスの利用者ニーズをヒアリング等により把握し、収益性を確保しつつサービスの向上に反映させる。
- ハ．機構は、大学を始めとした教育研究機関、公的研究機関、企業等に対し広報・販売促進活動等を行い、利用の拡大を図る。
- ニ．機構は、新たな経営改善計画を策定し、利用者拡大による自己収入の増加を図るとともに、効率的な業務運営に取り組むことにより、一層の収益性改善に努めるものとする。これにより、遅くとも平成 21 年度までに単年度黒字化を達成することとし、達成できなかった場合は、その原因を分析した上で、本事業の廃止を含めた抜本的な見直しを行うものとする。
- ホ．機構は、民間事業者の参画により本事業をより効率的・効果的に実施する方策を検討するとともに、参画する民間事業者の選定を平成 23 年度中に開始する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、データベース利用者などの意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画により、事業全般の運営と成果の波及効果の視点から、2～3年ごとに評価を実施し、その結果を事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、科学技術文献情報の整備状況、文献情報提供サービスの利用状況及び本事業の波及効果を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

．達成すべき成果

- イ．機構は、文献情報提供サービスの利便性を向上させることにより、文献情報データベースの利用件数（収録記事の詳細表示件数及びダウンロード件数）を前年度より増加させることを目指す。
- ロ．機構は、新たに策定する経営改善計画に基づき、平成 21 年度までに単年度黒字化を達成し、継続的に収益性を改善する。

4 . 科学技術に関する研究開発に係る交流・支援

(1) 戦略的な国際科学技術協力の推進

．国際科学技術協力案件の選考

- イ . 機構は、政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、共同研究、研究集会、シンポジウム、セミナー等の国際科学技術協力を戦略的に推進する活動を、文部科学省が定める基本方針に沿って選考する。その際機構は、国際科学技術協力案件の選考に当たっての方針を明らかにし、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、案件の事前評価を行う。選考に当たっては、研究費等の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。
- ロ . 機構は、国際科学技術協力案件を戦略的に推進する活動を選考する方針の検討に資するため、シンポジウム、セミナー等を開催する。

．国際科学技術協力の実施

- イ . 機構は、外部有識者・専門家の助言の下、国際共通的な課題解決やわが国と諸外国との関係強化に資する成果の達成に向けて効果的・効率的に研究及び交流を実施する。
- ロ . 機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に努める。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ . 機構は、国際科学技術協力案件について協力相手機関との協議の上、外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、評価結果をその後の運営の改善に反映させる。
 - ロ . 機構は、終了した国際科学技術協力案件について協力相手機関との協議の上、両国間の科学技術協力関係の強化につながったか、追跡評価を実施し、必要に応じて事業改善に活用する。
- ハ . 機構は、中期目標期間中に、事業運営及び国際共通的な課題解決やわが国と諸外国の関係強化が適切であったかという観点から、外部有識者・専門家による事業の総合的な評価を実施し、結果を事業の改善に反映させる。

．成果の公表・発信

- イ . 機構は、国際科学技術協力案件における研究交流の内容、成果及びその波及効果を把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ . 機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

- イ . 機構は、中期計画期間中に事後評価を行う案件の 8 割以上において、わが国の国際科学技術協力の戦略的推進による国際共通的な課題解決やわが国と諸外国との研究交流の活性化につながったとの評価が得られることを目指す。

(2) 国際的な科学技術共同研究の推進

戦略的な国際共同研究の推進

・国際共同研究領域の設定及び課題の選考

- イ．機構は、政府間合意に基づき文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野において、協力相手機関と連携して、国際共通的な課題解決及び諸外国との連携を通じたわが国の科学技術力の強化に資する研究領域を設定する。
- ロ．機構は、協力相手機関と連携しつつ国際共同研究課題の選考を行う。その際機構は、国際共同研究課題の選考に当たっての方針を明らかにし、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、国際共同研究課題の事前評価を行う。選考に当たっては、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

・国際共同研究の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、協力相手機関と連携し、国際共同研究を推進するとともに、その成果に基づく知的財産の形成に努める。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、国際共同研究課題について、外部有識者・専門家の参画による中間評価・事後評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営に反映させる。中間評価については、研究期間が5年以上の国際共同研究課題について実施するものとする。
- ロ．機構は、終了した国際共同研究課題について科学的、社会的及び経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ハ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

・達成すべき成果

- イ．機構は、事後評価を行う国際共同研究課題の6割以上において、国際共通的な課題解決及び諸外国との連携を通じたわが国の科学技術力の強化に資する十分な成果が得られたとの評価結果が得られることを目指す。

政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究の推進

．国際共同研究領域の設定及び課題の選考

- イ．機構は、地球規模課題の解決のために文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した研究分野において、地球規模課題の解決並びにわが国及び開発途上国の科学技術水準の向上に資する研究領域を設定する。
- ロ．機構は、政府開発援助（ODA）と連携しつつ国際共同研究課題の選考を行う。その際機構は、国際共同研究課題の選考に当たっての方針を明らかにし、外部有識者・専門家の参画により透明性と公平性を確保した上で、国際共同研究課題の事前評価を行う。選考に当たっては、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除するよう留意する。

．国際共同研究の推進

- イ．機構は、プログラムオフィサーのマネジメントの下、関係機関と連携し、政府開発援助（ODA）と連携した国際共同研究を推進する。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、国際共同研究課題について、外部有識者・専門家の参画による中間評価・事後評価を実施し、評価結果をその後の資金配分や事業の運営の改善に反映させる。中間評価については、研究期間が5年以上の国際共同研究課題について実施するものとする。
- ロ．機構は、終了した国際共同研究課題について科学的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。
- ハ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について把握し、わかりやすく社会に向けて情報発信する。
- ロ．機構は、研究者自らも社会に向けて研究内容や成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

- イ．機構は、事後評価を行う国際共同研究課題の6割以上において、地球規模課題の解決並びにわが国及び開発途上国の科学技術水準の向上に資する十分な成果が得られたとの評価が得られることを目指す。

(3) 海外情報の収集及び外国人研究者宿舎の運営

・海外情報の収集・活用

- イ．機構は、海外事務所等を拠点とし、海外の関係機関との連携等により、機構の業務に関する海外情報の収集、機構の諸事業の海外展開の支援を行う。
- ロ．機構は、収集した情報を機構の業務に活用する。
- ハ．機構は、ワシントン事務所について、独立行政法人日本学術振興会のワシントン研究連絡センターとの共同設置・運用を行う。

・外国人研究者宿舎の運営

- イ．機構は、委託先である運営業者が、契約に基づき、適切に外国人研究者宿舎を運営し、各種生活支援サービスを提供しているか、常に把握し、必要に応じ改善されるよう努める。
- ロ．機構は、本事業が以下のいずれかに該当した場合には、本事業を廃止する。
 - ・国の政策上の必要性がなくなった場合
 - ・複数年度にわたり入居率7割未満の場合
 - ・収支バランスの累積が大幅な赤字の場合

・成果の公表・発信

- イ．機構は、外国人研究者宿舎の運営状況及びその波及効果について把握し、社会に向けて情報発信する。

・達成すべき成果

- イ．機構は、海外事務所による機構の業務に関する海外情報の収集、機構の諸事業の海外展開の支援について、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、海外事務所で収集した情報が事業に活用され、海外事務所による海外展開の支援が事業の推進に資したとの肯定的評価を得ることを目指す。
- ロ．機構は、支援サービス等の質・内容について入居者へのアンケート調査を行い、8割以上からサービスに満足しているとの評価を得ることを目指す。
- ハ．機構は、外国人研究者宿舎の入居率が8割以上となることを目指す。

(4) 地域における産学官が結集した共同研究事業等の推進

・研究の推進

- イ．機構は、これまで採択した、地域において研究開発のポテンシャルの高い大学、公的研究機関、研究開発型企業等が結集して地域が目指す特定の研究開発目標を推進する課題について、中核機関を中心に企業化に向けた研究開発を行う。
- ロ．機構は、研究費が有効に使用されるように、研究の進捗及び研究費の使用状況を把握し、柔軟かつ弾力的な研究費配分を行う。
- ハ．機構は、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使

用及び不正受給並びに研究上の不正の防止に向けた体制を整備する。

二．本事業は、平成 21 年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、研究開発課題について外部有識者・専門家の参画による事後評価を実施し、評価結果を事業の運営に反映させる。

ロ．機構は、終了した研究課題について科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡評価を実施し、必要に応じて事業の運営に反映させる。

ハ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

イ．機構は、本事業の研究開発の内容、成果、特許出願状況及び企業化に向けた展開状況及びその成果の社会・経済への波及効果について把握し、知的財産の保護に配慮しつつ、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

ロ．機構は、研究者等自らも社会に向けて研究内容やその成果について情報発信するよう促す。

．達成すべき成果

イ．機構は、事後評価時点において、1地域あたり、参画機関数 10 機関、発表論文数 20 件 / 年、特許出願件数 7 件 / 年の達成を目指す。

(5) 研究協力員の派遣を通じた研究支援

．研究協力員の派遣

イ．機構は、平成 14 年度までに公募により決定した重点研究支援課題に対し、派遣事業者を介して、国立試験研究機関等に高度な知識や技術を持つ研究協力員を派遣する。

ロ．機構は、新たな重点研究支援課題の募集は実施せず、本事業は平成 19 年度をもって終了する。

．評価と評価結果・成果の公表・発信

イ．機構は、実施期間終了後に、外部有識者・専門家の参画による事後評価を行い、評価結果を公表する。

ロ．機構は、実施期間を終了した重点研究支援課題について、課題を推進する国研等から提出される終了報告書を取りまとめ公表する。

．達成すべき成果

イ．機構は、実施期間を終了した重点研究支援課題について、アンケート調査を実施し、回答者の 9 割以上から派遣された研究協力員は成果創出等へ貢献をしたとの意見を得ることを目指す。

5 . 科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進

(1) 科学技術に関する学習の支援

外部人材を活用した小学校における理科学習の充実

．有用な外部人材の小学校への配置

イ．機構は、小学校における理科学習の充実を目的とし、有用な外部人材の発掘・育成にあたる人材と理科学習の充実を図るための外部人材を配置し、体験的・問題解決的な理科授業の実施を支援する。

ロ．機構は、事業の実施に際して、事業計画の協議・調整を各地方自治体の実情に応じて行い、理科学習の充実を図るための外部人材の確保・養成・配置が適切に行われるよう措置する。

ハ．機構は、わが国の科学技術に関する学習の現状の把握及び効果的な学習方法の検討を行い、業務の改善・充実に活用する。

ニ．本事業は、平成 24 年度をもって終了する予定である。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、本事業について、事業関係者、児童、教員等の意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。

ロ．上記イの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

イ．機構は、取組みの内容、児童の理科に関する興味・関心、学習意欲、学習内容の理解等の本事業の成果の把握に努め、わかりやすく社会に向けて発信する。

．達成すべき成果

イ．機構は、本事業実施校の児童に対し、外部人材を活用した理科授業に関するアンケート調査を実施し、回答児童の 8 割以上から、授業内容に興味を持ったとの回答を得ることを目指す。また、理科についての学習意欲の向上に関する項目、及び学習内容の理解に関する項目について、回答児童の 6 割以上から肯定的な回答を得ることを目指す。

ロ．機構は、本事業実施校の教員に対し、外部人材を活用したことによる授業に関するアンケート調査を実施し、授業の充実に関する項目及び指導力の向上に関する項目について、回答教員の 6 割以上から肯定的な回答を得ることを目指す。

特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学（算数）学習の充実

．取組の公募、選定、推進

イ．機構は、大学、科学館等の外部機関のもつ資源を活用した科学技術、理科、数学（算数）に関する児童・生徒の学習の充実を図る取組及び教員の指導力の向上を図る取組を公募し、体験的・問題解決的な内容を含む優れた取組であるかとの観点から、外部有識者・

- 専門家の参画による事前評価を行い、選定された取組を支援する。
- ロ．機構は、都道府県と連携を図りながら、科学好きの生徒が競い合い、活躍できる全国レベルの場を構築・運営する。
 - ハ．機構は、わが国の科学技術に関する学習の現状の把握及び効果的な学習方法の検討を行い、業務の改善・充実に活用する。

．調査・研究の推進

- イ．機構は、特色ある手法を用いた科学技術や理科、数学（算数）に関する学習のモデルを構築するため、地域と共同で、地域それぞれの課題や問題点等を抽出するとともに、実情に応じた解決方法を探るための調査・研究を行う。本調査・研究の推進は、平成 20 年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、本事業について、事業関係者、児童・生徒の意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。
- ロ．上記イの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、取組の内容、児童・生徒の科学技術や理科、数学（算数）に関する興味・関心や学習意欲、学習内容の理解等を把握し、本事業の成果について、わかりやすく社会に向けて発信する。

．達成すべき成果

- イ．機構は、プログラム毎に、事業関係者の科学技術や理科、数学（算数）に関する取組についてアンケート調査を実施し、回答者の 8 割以上から当初計画していた目的を達成することができたとの回答を得ることを目指す。
- ロ．機構は、プログラム毎に、取組に参加した児童・生徒に対し、アンケート調査を実施し、学習内容に興味をもったとの回答を 8 割以上得ることを目指す。また、学習意欲が向上したとの項目及び学習内容が理解できたとの項目について 5 割以上の肯定的な回答を得ることを目指す。
- ハ．機構は、取組に参加した教員に対し、アンケート調査を実施し、日々の教育活動の中で活かすことができる成果を得たとの項目について 7 割以上の肯定的な回答を得ることを目指す。

先進的な科学技術や理科、数学に関する学習機会の充実

a．スーパーサイエンスハイスクールにおける活動の支援

．取組みの推進

- イ．機構は、文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等や当該高

等学校等を所管する教育委員会等と連携を図りつつ、円滑かつ迅速に指定校における先進的な科学技術や理科、数学学習の取組みを支援する。

- ロ．機構は、指定校の活動の支援について、支援の満足度に関する調査等を行い、円滑かつ迅速な支援が可能となるように毎年度支援方法に関する見直しを行う。
- ハ．機構は、指定校の取組みの立案や、実施への活用が期待される優れた取組みを抽出する。さらにこれらを指定校に提供し、成果の普及を促すとともに、有用度についてアンケート調査を実施し、以後の改善に反映させる。
- 二．機構は、事業の成果や活動の発表、普及を図るため、生徒研究発表会等を毎年度開催する。

．評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、本事業について、文部科学省と連携し、事業関係者、教員、生徒等の意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画により評価を実施する。得られた結果は、以後の本事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信

- イ．機構は、文部科学省と連携し、取組みの内容、生徒の科学技術や理科、数学に関する興味・関心や意欲・能力、卒業後の進路等の事業の成果を把握し、わかりやすく社会に向けて発信する。

．達成すべき成果

- イ．機構は、事業関係者に対しアンケート調査を行い、回答者の8割以上から、科学技術に関する興味・関心や学習意欲を向上させるための取組みを実践する上で有効な支援が得られたとの回答を得ることを目指す。
- ロ．機構は、事業関係者に対しアンケート調査を行い、回答者の8割以上から、機構が提供した優れた取組み事例が指定校の取組みの立案や実施に有効であったとの回答を得ることを目指す。
- ハ．機構は、取組みを実施した指定校生徒に対しアンケート調査を行い、回答生徒の6割以上から、科学技術に関する学習の意欲が向上したとの肯定的な回答を得ることを目指す。

b．国際科学技術コンテストへの参加支援

．国際科学技術コンテストへの支援の実施

- イ．機構は、児童・生徒を実績のある国際的な科学技術や理科、数学のコンテストへ参加させることを目的として、国内の関係コンテストを実施する機関の公募を行い、外部有識者・専門家の参画により、候補者の選考体制、能力伸長のための強化体制等の点について優れた実施体制を有しているかとの観点から、事前評価を行う。
- ロ．機構は、選定した実施機関において実施する国際コンテスト参加者の選抜にかかる国内大会の開催、選抜した児童・生徒への能力伸長のための強化研修及び国際コンテストへ

の参加に関する活動を支援する。

ハ．機構は、コンテストの横断的な広報活動、国際大会の国内招致・開催にかかる諸活動を行い、コンテスト実施機関の活動の活性化を図る。

ニ．機構は、わが国の科学技術に関する学習の現状の把握及び効果的な学習方法の検討を行い、業務の改善・充実に活用する。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、支援するコンテスト実施機関に対し事業運営の観点から実施状況について、中期目標期間中に1回、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、支援内容の見直しを行う。

ロ．機構は、本事業については、事業関係者、児童・生徒、教員、保護者等の意見、支援コンテストの参加児童・生徒の卒業後の進路調査等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。

ハ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

イ．機構は、取組みの内容、コンテストの成績、児童・生徒の理科、数学に関する興味・関心や学習意欲、コンテストに参加した児童・生徒の卒業後の進路を把握し、本事業の成果について、わかりやすく社会に向けて発信する。

．達成すべき成果

イ．コンテスト実施機関に対しアンケート調査を実施し、回答者の8割以上から、実施機関のコンテスト運営に対して有用な支援であったとの回答を得ることを目指す。

ロ．多くの児童・生徒が国際的な科学技術や理科、数学のコンテストへの参加を通じて、科学技術等への興味・関心を一層喚起できるよう、機構が支援を行う国内の教科系科学技術コンテストへの参加者総数を、中期目標の最終年度に年間10,000人以上とすることを旨す。

c．高度で発展的な学習環境を継続的に提供する大学・高等専門学校への支援

．取組みの公募、選定、推進

イ．機構は、大学・高等専門学校に対し、理科、数学に関して卓越した意欲・能力を有する児童・生徒に向けた高度で発展的な学習環境を継続的に提供する取組みを公募し、外部有識者・専門家の参画により、対象の児童・生徒の意欲・能力を伸ばす体系的な取組みであるか等の観点から事前評価を行い、選定された取組みを支援する。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、本事業について、事業関係者、児童・生徒、教員、保護者等の意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反

映させる。

ロ．機構は、取組みに参加した児童・生徒の受講した分野の学習意欲・能力を適切に測るための評価手法を開発し、その活用を図る。

ハ．上記イ及びロの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

イ．機構は、取組みの内容、児童・生徒の科学技術や理科、数学に関する興味・関心や学習意欲、学習内容の理解、取組みに参加した児童・生徒の卒業後の進路等を把握し、本事業の成果について、わかりやすく社会に向けて発信する。

．達成すべき成果

イ．機構は、事業関係者に対しアンケート調査を行い、回答者の8割以上から当初計画していた目的を達成することができたとの回答を得ることを目指す。

ロ．機構は、取組みに参加した児童・生徒に対しアンケート調査を行い、回答児童・生徒の6割以上から、受講した分野の学習意欲・能力が向上したとの肯定的回答を得ることを目指す。

科学技術や理科、数学（算数）に関する教員研修の充実

．取組みの公募、選定、推進

イ．機構は、理数系担当教員に対する科学技術や理科、数学（算数）に関する研修を公募し、外部有識者・専門家の参画により、先端的な科学技術についての体験的・問題解決的な内容を含む優れた取組みであるかとの観点から事前評価を行い、選定された取組みを支援する。

ロ．機構は、わが国の科学技術に関する学習の現状の把握及び効果的な実施方法の検討を行い、業務の改善・充実に活用する。

ハ．本事業は、平成21年度をもって終了する。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．事業の推進については、事業関係者、教員の意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を行い、以後の事業の運営に反映させる。

ロ．上記イの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

．成果の公表・発信

イ．機構は、取組みの内容、教員の本事業に対する満足度、研修を実施した教員の指導力の変化等について把握に努め、本事業の成果について、わかりやすく社会に向けて発信する。

・達成すべき成果

- イ．機構は、事業関係者に対し、実施した研修についてアンケート調査を実施し、回答者の8割以上から、研修の目的を達成することができたとの回答を得ることを目指す。
- ロ．機構は、本事業の研修に参加した教員の指導力の向上についてアンケート調査を実施し、回答教員の7割以上から、授業の中で活かすことができる成果を得たとの回答を得ることを目指す。

魅力ある科学技術や理科学習教材の提供

・教材の開発・普及

- イ．機構は、児童・生徒が科学技術や理科を理解できるよう、理科学習に利用しやすい教員用の教材の開発を進める。
- ロ．教材は、外部有識者・専門家による委員会の審議や教員等の要望を踏まえつつ、教育関係者等の参画により開発し、インターネット等を通じて提供する。
- ハ．機構は、開発した教材及び提供方法については、実証環境を有する地域における試験・研究により、教員要望の把握、普及促進事例、活用事例の収集・分析を行うことにより、その改善・充実に努める。本試験・研究は、平成21年度をもって終了する。
- ニ．機構は、教育関係者が多く参加するイベント等における紹介や関係機関への働きかけを行うなど事業の周知を図る。
- ホ．機構は、わが国の科学技術に関する学習の現状の把握及び効果的な実施方法の検討を行い、業務の改善・充実に活用する。

・評価と評価結果の反映・活用

- イ．機構は、本事業については、事業関係者、児童・生徒の意見等を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。
- ロ．上記イの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

・成果の公表・発信

- イ．機構は、本事業で開発した教材を用いた授業内容、その授業における児童・生徒の興味・関心及び学習意欲を把握し、本事業の成果についてわかりやすく社会に向けて発信する。

・達成すべき成果

- イ．機構は、多くの教育関係者が科学技術や理科学習教材を利用するよう促し、インターネットでの教材提供システム(理科ねっとわーく)の登録教員数を40,000人以上とすることを旨とする。
- ロ．機構は、教育関係者が利用できる教材のうち一般利用が可能な教材をインターネットで公開し、1,300,000アクセス/年を確保した上で、前年度よりも向上させることを目指す。
- ハ．機構は、児童・生徒の学習意欲、学習内容の理解について、開発した教材の利用教員へ

のアンケート調査を行い、回答教員の8割以上から教材を利用すると児童・生徒が授業内容をよく理解するとの回答を得ることを目指す。

地域の理数教育における中核的役割を果たす教員の養成

・取組みの公募、選定、推進

イ．機構は、大学及び教育委員会に対し、理科・数学（算数）の教育に関して優れた指導法を修得し、地域の理数教育において中核的役割を果たす小・中学校教員を養成するための取組みを公募し、外部有識者・専門家の参画により、対象の学生・教員が優れた理数教育指導法を修得する取組みであるか等の観点から事前評価を行い、選定された取組みを支援する。

ロ．機構は、わが国の科学技術に関する学習の現状の把握及び効果的な実施方法の検討を行い、業務の改善・充実に活用する。

・評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、本事業について、事業関係者、学生、教員等の意見を踏まえ、外部有識者・専門家の参画による評価を実施し、得られた結果を以後の事業の運営に反映させる。

ロ．上記イの評価結果については、ホームページ等を活用し、公表する。

・成果の公表・発信

イ．機構は、取組みの内容、受講した学生・教員の取組み修了後の活動等を把握し、本事業の成果について、わかりやすく社会に向けて発信する。

・達成すべき成果

イ．機構は、事業関係者に対しアンケート調査を行い、回答者の8割以上から当初計画していた目的を達成することができたとの回答を得ることを目指す。

ロ．機構は、対象となる学生・教員に対しアンケート調査を行い、回答者の6割以上から、受講した取組みが理数教育の指導力、知識、技能の修得に有効であるとの肯定的回答を得ることを目指す。

（2）科学技術コミュニケーションの促進

地域における科学技術理解増進活動の推進

・取組みの公募、選定、推進

イ．機構は、科学館・博物館、大学、地方自治体等や個人が身近な場で行う体験型・対話型の科学技術理解増進活動について、地域の特徴を生かした取組みを、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、選考し、活動を支援する。

ロ．機構は、科学コミュニケーション活動に携わる個人、団体、機関等が、その活動に係る

人材情報やノウハウ等の収集・共有化を円滑に行うための場を提供し、科学コミュニケーション活動の活性化を図る。

八．機構は、最先端の科学技術を身近に感じ、体験できる新たな展示を、最先端の科学技術の進展に合わせて開発し、科学館等において展示する。

二．機構は、育成した科学コミュニケーターや日本科学未来館のノウハウを活用した地域拠点科学館の取組を、外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て、選考し、支援する。

ホ．機構は、本事業から得られた成果を発信し、活動・成果の普及に努める。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、実施内容について参加者の満足度を調査し、利用者の意見を収集するとともに、外部有識者・専門家による事後評価を実施し、評価結果をその後の事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信

イ．機構は、支援した取組みの内容、成果等を把握し、それらをわかりやすく社会に向けて情報発信する。

．達成すべき成果

イ．機構は、本事業における外部有識者・専門家による評価において、支援した活動が国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深めるとの観点から適正であるとの評価を得ることを目指す。

ロ．機構は、支援した活動について参加者に対する調査において、回答者の8割以上から科学技術に対する興味・関心が深まったとの回答を得ることを目指す。

ハ．機構は、の口の活動への参加団体を毎年度増加させることを目指す。

二．機構は、開発した新たな展示について、来場者を対象として意識調査を行い、回答者の8割以上から、テーマとした科学技術に対する興味・関心が深まったとの回答を得ることを目指す。

情報技術を活用した科学技術理解増進活動の推進

．コンテンツの制作・発信

イ．機構は、情報技術を活用し、質が高く分かりやすい科学技術コンテンツを制作し、インターネット等により発信する。

ロ．機構は、コンテンツの制作テーマについて、国民の科学技術への理解増進に資するという視点から優れたものを外部有識者・専門家の参画による事前評価を経て選考する。

ハ．機構は、サービスの利用を促進するため、効果的にその普及を図る。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、モニター調査により、制作したコンテンツについて、知識教養が深まるか、わかりやすいか等を調査するとともに、外部有識者・専門家によりコンテンツの適正さを評価し、結果をその後の運営の改善に反映させる。

．成果の公表・発信

イ．機構は制作したコンテンツを、インターネット等を通じて分かりやすく社会に向けて情報発信する。

．達成すべき成果

イ．機構は、本事業における外部有識者・専門家による評価において、制作したコンテンツが国民の科学技術に関する興味・関心と理解を深めるとの観点から適正であるとの評価を得ることを目指す。

ロ．機構は、制作したコンテンツの内容について一般を対象としたモニター調査を行い8割以上から、知識教養が深まる、わかりやすいなどの肯定的回答を得ることを目指す。

ハ．機構は、本事業で提供する科学技術コンテンツの利用件数（アクセス数）について、前中期目標期間の最終年度（平成 18 年度）の利用件数を確保した上で、前年度よりも向上させることを目指す。

科学コミュニケーターとなる人材の養成

．科学コミュニケーターとなる人材の養成

イ．機構は、来館者とのコミュニケーションを直接体験できる現場を備えている日本科学未来館の特徴を生かしつつ、国内外の幅広い科学コミュニケーション活動と連携し、計画的に科学コミュニケーターとなる人材を養成する。

．評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、実施内容について外部有識者・専門家による評価を実施し、評価結果をその後の事業の運営に反映させる。

．成果の公表・発信

イ．機構は、科学コミュニケーターの活動内容、輩出実績等について、わかりやすく社会に向けて情報発信する。

．達成すべき成果

イ．機構は、本事業における外部有識者・専門家による評価において、科学コミュニケーターとして必要な資質・能力の修得及び科学コミュニケーターの輩出において十分な成果を得ているとの評価を得ることを目指す。

ロ．機構は、本事業の対象者に対する調査において、回答者の8割以上から、科学コミュニケーターに必要な資質・能力を毎年度計画的に修得できたとの回答を得ることを目指す。

(3) 日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する国民意識の醸成の促進

・日本科学未来館を拠点とした科学技術に関する国民意識の醸成の促進

イ．機構は、国が政策として推進する研究分野を中心に、国内外の先端科学技術の動向を把握し、研究者・技術者の監修や参画による展示の開発及び交流等を通じて先端の科学技術を分かりやすく発信する。

ロ．機構は、館内外の人材を対象とし、来館者とのコミュニケーションを直接体験できる現場を備えているという未来館の特徴を生かし、科学コミュニケーターの育成を行う。

ハ．機構は、未来館活動の情報発信ルートの多様化を図るため、学校や国内外科学館等との連携を推進する。

ニ．機構は、季節、曜日等により、未来館の開館日・開館時間を柔軟に変更するとともに、来館者本位の施設環境を整え、機能的で、特に身体障害者、高齢者を配慮した施設とする。

ホ．事業仕分け(平成21年11月13日内閣府行政刷新会議第三ワーキンググループ)の結果を踏まえ、機構は、日本科学未来館の運営業務について、科学技術広報財団と合意の上、平成22年度中に科学技術広報財団への委託を終了し、自らこれを実施する。

・評価と評価結果の反映・活用

イ．機構は、来館者の科学技術に対する興味・関心の向上にむけて、運営の充実を図り、来館者からのアンケート等の意見を参考に、その効果を確認する。

・達成すべき成果

イ．機構は、未来館への来館者数70万人/年以上の確保を目指す。

ロ．機構は、来館者への十分なサービスを提供するため、ボランティア活動時間60,000時間/年以上の確保を目指す。

ハ．機構は、来館者アンケートを行い、「未来館の知人への紹介意向」又は「再来館意向」との回答を得る割合について8割以上を目指す。

ニ．機構は、魅力的な事業展開を行い、未来館に関するメディア取材件数について850件/年以上を目指す。

6. その他行政等のために必要な業務

(1) 関係行政機関からの受託等による事業の推進

わが国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、その事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し実施する。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 組織の編成及び運営

- イ. 理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。

2. 事業費及び一般管理費の効率化

- イ. 管理的経費の節減及び以下の事項を含む業務の効率化を進め、一般管理費（人件費を含み、公租公課を除く。）について、中期目標期間中にその15%以上を削減するほか、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費（競争的資金を除く。）について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を行う。競争的資金についても、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努める。また、文献情報提供業務についても、効率的な業務運営に努める。
- ロ. 日本科学未来館については、業務の効率化のための具体的な方策や自己収入の拡大方策等を盛り込んだプログラムを策定し、同プログラムの達成状況を検証・公表する。
- ハ. 外国人研究者宿舎については、運営業者の選定を総合評価落札方式の入札を経て行う。
- ニ. 機構の保有するホール、会議室等について一般利用への有償貸し出しを含め積極的に活用する等、資産の有効活用を推進するよう見直しを行う。
- ホ. 外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用し、事務を効率化、合理化する。
- ヘ. 調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、透明性を高めるため、その理由等を公表する。

3. 人件費の抑制

- イ. 国家公務員の給与水準との差について縮減に努め、平成22年度における対国家公務員指数を120未満とすることを目標とする。また、常勤の役職員に係る人件費（退職手当、福利厚生費、競争的研究資金により雇用される任期付職員に係る人件費を除く。）については、平成23年度において、平成17年度と比較し、6%以上の削減を行う。（ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。）

なお、以下の常勤の職員（以下「総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等」という。）に係る人件費は、削減対象より除く。

競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者

運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末におい

て 37 歳以下の研究者をいう。)

事業仕分けの結果を踏まえた日本科学未来館の運営見直しに伴い雇用される職員
(総人件費改革の取組みの削減対象とされた者を除く。)

ロ．常勤職員(任期に定めのない職員)の人件費削減について、平成 18 年度より平成 23 年度の間において、以下の措置を労使間で協議し実行可能なものから順次実施する。

本給表の水準を全体として平均 4.8%引下げ

職員の勤務成績が適切に反映される新人事制度を運用し、昇給及び期末手当に反映

役職手当等の手当制度の見直し

4．業務・システムの最適化による業務の効率化等

イ．国の行政機関の取組みに準じた情報システムの最適化計画に基づいて、最適化を実施する。

ロ．情報化統括責任者(CIO)を補佐する組織を充実し、すべての情報システムに係る最適化計画の推進、調達についての精査、人材の全体的なレベルアップを図るための職員研修の検討・実施を行う。

ハ．業務プロセス全般について不断の見直しを行い、情報システムを活用して業務の合理化を図る。

ニ．費用対効果に留意しつつグループウェアの利便性を向上させるとともに、電子公募システムの活用により、内部業務の事務処理において迅速化、ペーパーレス化を推進する。

ホ．「第 2 次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は 259 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合である。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育・福利厚生の実施、業務の情報化、広報の充実に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

イ. 施設・整備の老朽度合い等を勘案し、平成 22 年度から平成 23 年度内に下記施設等の改修等を行う。

施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源
JST本部等の 改修等	235	施設整備費補助金

[注] 金額については見込みである。

ロ. 平成 21 年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された補助金については、「経済危機対策」(平成 21 年 4 月 10 日)の「底力発揮・21 世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、地域産学官共同研究拠点の整備及び最先端の環境科学技術に関する情報発信機能の強化のために活用する。

施設・設備の内容	予定額 (単位：百万円)	財源
地域産学官共同研究拠点の整備	26,300	施設整備費補助金
最先端の環境科学技術に関する 情報発信機能の強化	1,350	施設整備費補助金

2. 人事に関する計画

(1) 方針

- イ. 競争的研究資金による事業を有効に実施するため、研究経験を有する者をプログラムディレクター、プログラムオフィサー等に積極的に登用する。
- ロ. 職員の業績等の人事評価を定期的実施し、その結果を処遇、人事配置等に適切かつ具体的に反映することで、人材の効果的活用や職員の職務遂行能力・方法の向上を図る。
- ハ. 事業の円滑な遂行、効果的な人員配置等を可能とすべく、業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開発のための研修制度(プログラムオフィサー育成のための研修を含む。)を適切に運用する。

(2) 人件費に係る指標

(参考1)

中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に示された方針に基づき、平成17年度実績を元に試算した削減対象人件費は、総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除き、総額 28,335 百万円

(参考2)

中期目標期間中、上記の削減対象人件費に総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた人件費は、総額 83,001 百万円(ただし、この金額は今後の国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得の状況により増減があり得る。)

ただし、の3.イ. に掲げる者に係る人件費は 1,422 百万円(平成22年度、平成23年度合計)を上限とする。

3. 中期目標期間を超える債務負担

- イ. 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

4. 積立金の使途

- イ. 前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。

(別紙)

予算(人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算(中期計画の予算)

平成19年4月～平成24年3月 予算

(総計)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	514,847
施設整備費補助金	27,650
政府その他出資金等	550
業務収入	42,931
その他の収入	1,598
繰越金	43
受託収入	2,027
計	589,646
支出	
一般管理費	17,955
(公租公課を除いた一般管理費)	14,405
うち人件費(管理系)	7,143
うち物件費(公租公課を除く)	7,261
うち公租公課	3,550
事業費	540,751
新技術創出研究関係経費	284,940
企業化開発関係経費	122,399
科学技術情報流通関係経費	53,811
うち一般勘定	29,850
うち文献情報提供勘定	23,961
研究開発交流支援関係経費	10,776
科学技術理解増進関係経費	50,758
人件費(業務系)	18,066
施設整備費	27,650
受託経費	2,027
計	588,383

[人件費の見積もり]

中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等」に示された方針に基づき、平成 17 年度実績を元に試算した削減対象人件費は、総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除き、総額 28,335 百万円。また、中期目標期間中、上記の削減対象人件費に総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた人件費は、総額 83,001 百万円（ただし、この金額は今後の国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得の状況により増減があり得る。）。

[注釈 1] 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - T(y)) \times 1(\text{係数}) + T(y) \} + \{ (R(y) + Pr(y)) \times 2(\text{係数}) \} + (y) - B(y) \times (\text{係数})$$

$$R(y) = R(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$C(y) = Pc(y-1) \times (\text{係数}) + E(y-1) \times (\text{係数}) + T(y)$$

$$B(y) = B(y-1) \times (\text{係数})$$

$$P(y) = Pr(y) + Pc(y) = \{ Pr(y-1) + Pc(y-1) \} \times (\text{係数})$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。

B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

C(y) : 当該事業年度における一般管理費。

C(y-1)は直前の事業年度におけるC(y)。

E(y) : 当該事業年度における一般管理費中の物件費（公租公課を除く）。

E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

P(y) : 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

Pr(y) : 当該事業年度における事業経費中の人件費。

Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

Pc(y) : 当該事業年度における一般管理費中の人件費。

Pc(y-1)は直前の事業年度におけるPc(y)。

R(y) : 当該事業年度における事業経費中の物件費（特殊経費を除く）。

R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

T(y) : 当該事業年度における公租公課。

(y) : 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施（例：競争的資金推進制度）事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

- 1 : 一般管理費効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- 2 : 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについて、競争的資金推進制度については、第3期科学技術基本計画を踏まえて当該事業年度における具体的な額を決定するが、ここでは、各年度において便宜的に平成19年度予算額の値を用いている。また、2(事業効率化係数)を各事業年度1.0%の縮減、1(一般管理効率化係数)を各事業年度平均3.20%(平成18年度予算額を基準額として中期計画期間中に15%縮減)の縮減とし、(収入調整係数)を一律1として試算。
- ・ 事業経費中の物件費については、(消費者物価指数)は変動がないもの(±0%)とし、(業務政策係数)は一律1として試算。
- ・ 人件費の見積りについては、(人件費調整係数)は変動がないもの(±0%)とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。

- ・自己収入の見積りについては、日本科学未来館については平成 19 年度予算額を基準額として + 2 % として、それ以外については変動がないもの(±0%)として (自己収入政策係数)を置き試算。
- ・受託収入の見積りについては、過去の実績を勘案し、一律据え置きとして試算。

[注釈 2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注釈 3] 運営費交付金収入及び事業費には、平成 21 年度補正予算(第 1 号)により「経済危機対策」の「底力発揮・21 世紀型インフラ整備」のために措置された、企業研究者活用基礎研究推進事業及び高度研究人材活用促進事業に係る予算が含まれている。

[注釈 4] 施設整備費補助金収入及び施設整備費には、平成 21 年度補正予算(第 1 号)により「経済危機対策」の「底力発揮・21 世紀型インフラ整備」のために措置された、地域産学官共同研究拠点の整備及び最先端の環境科学技術に関する情報発信機能の強化に係る予算が含まれている。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
収入	
運営費交付金	514,847
施設整備費補助金	27,650
業務収入	15,969
その他の収入	264
受託収入	2,027
計	560,757
支出	
一般管理費	17,144
(公租公課を除いた一般管理費)	13,744
うち人件費(管理系)	7,143
うち物件費(公租公課を除く)	6,601
うち公租公課	3,400
事業費	513,936
新技術創出研究関係経費	284,940
企業化開発関係経費	122,399
科学技術情報流通関係経費	29,850
研究開発交流支援関係経費	10,776
科学技術理解増進関係経費	50,758
人件費(業務系)	15,212
施設整備費	27,650
受託経費	2,027
計	560,757

[人件費の見積もり]

中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に示された方針に基づき、平成17年度実績を元に試算した削減対象人件費は、総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を除き、総額25,851百万円。また、中期目標期間中、上記の削減対象人件費に総人件費改革の取組みの削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた人件費は、総額80,517百万円(ただし、この金額は今後の国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得の状況により増減があり得る。)

ただし、の3.イ.に掲げる者に係る人件費は1,422百万円(平成22年度、平成23年度合計)を上限とする。

[注釈1] 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金の算定式は(総計)[注釈1]を参照。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注釈3] 運営費交付金収入及び事業費には、平成21年度補正予算(第1号)により「経済危機対策」の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置された、企業研究者活用基礎研究推進事業及び高度研究人材活用促進事業に係る予算が含まれている。

[注釈4] 施設整備費補助金収入及び施設整備費には、平成21年度補正予算(第1号)により「経済危機対策」の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置された、地域産学官共同研究拠点の整備及び最先端の環境科学技術に関する情報発信機能の強化に係る予算が含まれている。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位 : 百万円)
収入	
政府その他出資金等	5 5 0
業務収入	2 6 , 9 6 2
その他の収入	1 , 3 3 4
繰越金	4 3
計	2 8 , 8 8 9
支出	
一般管理費	8 1 1
(公租公課を除いた一般管理費)	6 6 1
うち物件費 (公租公課を除く)	6 6 1
うち公租公課	1 5 0
事業費	2 6 , 8 1 5
科学技術情報流通関係経費	2 3 , 9 6 1
人件費 (業務系)	2 , 8 5 4
計	2 7 , 6 2 6

[人件費の見積もり]

中期目標期間中、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号) 等に示された方針に基づき、平成 17 年度実績を元に試算した削減対象人件費は、総額 2,484 百万円。

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月 収支計画

(総計)

区別	金額 (単位 : 百万円)
費用の部	5 1 5 , 1 0 8
經常費用	5 1 3 , 0 0 9
一般管理費	1 6 , 6 2 1
人件費 (管理系)	7 , 1 4 3
物件費 (公租公課を除く)	5 , 9 2 7
公租公課	3 , 5 5 0
事業費	4 1 6 , 4 9 4
新技術創出研究関係経費	2 2 2 , 0 6 1
企業化開発関係経費	7 4 , 3 0 4
科学技術情報流通関係経費	4 5 , 1 3 0
研究開発交流支援関係経費	9 , 1 0 2
科学技術理解増進関係経費	4 7 , 8 3 2
人件費 (業務系)	1 8 , 0 6 6
受託経費	2 , 0 2 7
減価償却費	7 7 , 8 6 7
財務費用	3 0
臨時損失	2 , 0 6 9
収益の部	5 1 4 , 6 6 0
運営費交付金収益	4 1 0 , 0 8 5
業務収入	3 0 , 5 9 1
その他の収入	1 , 8 4 0
受託収入	2 , 0 2 7
資産見返運営費交付金戻入	6 9 , 2 9 1
資産見返施設費戻入	1 2
資産見返補助金等戻入	6 3 5
資産見返寄付金等戻入	5 8
臨時利益	1 2 0
純損失	4 4 8
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3
目的積立金取崩額	0
総損失	4 4 5

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
費用の部	486,003
經常費用	483,904
一般管理費	15,810
人件費(管理系)	7,143
物件費(公租公課を除く)	5,266
公租公課	3,400
事業費	397,802
新技術創出研究関係経費	222,061
企業化開発関係経費	74,304
科学技術情報流通関係経費	29,292
研究開発交流支援関係経費	9,102
科学技術理解増進関係経費	47,832
人件費(業務系)	15,212
受託経費	2,027
減価償却費	68,264
財務費用	30
臨時損失	2,069
収益の部	486,208
運営費交付金収益	410,085
業務収入	3,629
その他の収入	350
受託収入	2,027
資産見返運営費交付金戻入	69,291
資産見返施設費戻入	12
資産見返補助金等戻入	635
資産見返寄付金等戻入	58
臨時利益	120
純利益	206
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3
目的積立金取崩額	0
総利益	208

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位 : 百万円)
費用の部	29,105
経常費用	29,105
一般管理費	811
物件費 (公租公課を除く)	661
公租公課	150
事業費	18,692
科学技術情報流通関係経費	15,838
人件費 (業務系)	2,854
受託経費	0
減価償却費	9,602
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	28,452
業務収入	26,962
その他の収入	1,490
受託収入	0
臨時利益	0
純損失	653
目的積立金取崩額	0
総損失	653

[注釈 1] 文献情報提供事業については、平成 21 年度までに単年度黒字化を達成し、継続的に収益性を改善する。

[注釈 2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月 資金計画

(総計)

区別	金額 (単位 : 百万円)
資金支出	603,841
業務活動による支出	467,370
投資活動による支出	130,753
財務活動による支出	353
次期中期目標の期間への繰越金	5,366
資金収入	603,841
業務活動による収入	561,549
運営費交付金による収入	514,854
業務収入	42,923
その他の収入	1,748
受託収入	2,024
投資活動による収入	35,183
施設整備費による収入	27,650
財務活動による収入	400
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,709

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	567,319
業務活動による支出	447,448
投資活動による支出	114,308
財務活動による支出	345
次期中期目標の期間への繰越金	5,218
資金収入	567,319
業務活動による収入	533,103
運営費交付金による収入	514,854
業務収入	15,961
その他の収入	264
受託収入	2,024
投資活動による収入	27,650
施設整備費による収入	27,650
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,566

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額(単位:百万円)
資金支出	36,522
業務活動による支出	19,921
投資活動による支出	16,445
財務活動による支出	8
次期中期目標の期間への繰越金	148
資金収入	36,522
業務活動による収入	28,446
業務収入	26,962
その他の収入	1,484
受託収入	0
投資活動による収入	7,533
財務活動による収入	400
前期中期目標の期間よりの繰越金	144

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。